

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成21年3月9日提出

【計算期間】 第3期計算期間
（自平成20年6月11日 至平成20年12月10日）

【ファンド名】 クロッキー・グローバルセクター・ファンド

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

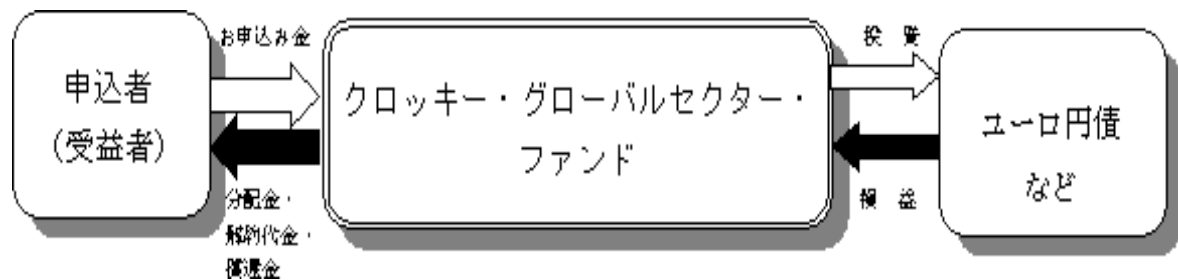
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型に属し、主としてクロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors Index）の変動率に基づいて価格が変動する仕組みの債券に投資することにより、円換算したクロッキー・グローバルセクター指数の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心に運用を行なうもの」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドは、投資対象であるユーロ円債などへ直接投資を行ないます。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b . ファンドの特色

「クロッキー・グローバルセクター指数」の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債（パフォーマンス・リンク債）に投資します。

「クロッキー・グローバルセクター指数」はクロッキー・グローバルセクター戦略に基づいて算出されます。

クロッキー・グローバルセクター戦略のねらい

ひとつの投資尺度で世界の株式を比較。
株式分析手法「クロッキー」で、
割安セクターの大型株を集中選択。

- ★ 「一般的なインデックスを基準とする投資」「テーマ株投資」「対象国・地域を絞った投資」といった従来からの手法とは異なる新しいグローバル投資手法で世界経済の成長を捉えることを目指します。
- ★ 日・米・欧各国の大型株の中から、ドイツ銀行グループが開発した独自の株式分析手法「クロッキーモデル」により、主として割安と判断されるセクターの中から30銘柄を機動的かつ集中的に選択し、値上がり益の獲得をねらいます。

クロッキー・グローバルセクター指数とは・・・

- ★ 日・米・欧の大型株を対象とし、「クロッキー・グローバルセクター戦略」によって選択された銘柄群のパフォーマンスを指数化したグローバルセクター指数です。
- ★ 選択対象銘柄を9セクターに分類し、その中から割安3セクターを選びます。主としてそれら3セクターから選ばれた30銘柄(原則1セクターにつき10銘柄)が指数を構成します。セクター、銘柄とも毎月見直しを行ないます。

クロッキーとは・・・

クロッキー(CROCI)は、

『Cash Return on Capital Invested』の頭文字で、『投下資本に対する現金収益比率』を意味します。

「クロッキーモデル」は、ドイツ銀行グループが1995年から1996年にかけて独自に開発した株式分析手法です。

ドイツ銀行グループは、「クロッキーモデル」による株式分析手法を活かし、各種指数を開発、公表しています。

クロッキー・グローバルセクター戦略のコンセプト

国毎の会計制度・税制の違い、セクター毎の財務特性の差異などから、P E R（ ）等の一般的な投資尺度では、国やセクターが異なる銘柄を単純に比較することは困難です。そこで・・・

クロッキー・グローバルセクター戦略では、ドイツ銀行グループが独自に算出する「エコノミックP E R」という1つの投資尺度で、日・米・欧の様々な銘柄を国やセクターの違いと言うファクターを除いて比較し、割安なセクター・銘柄を機動的に選択することを目指しています。

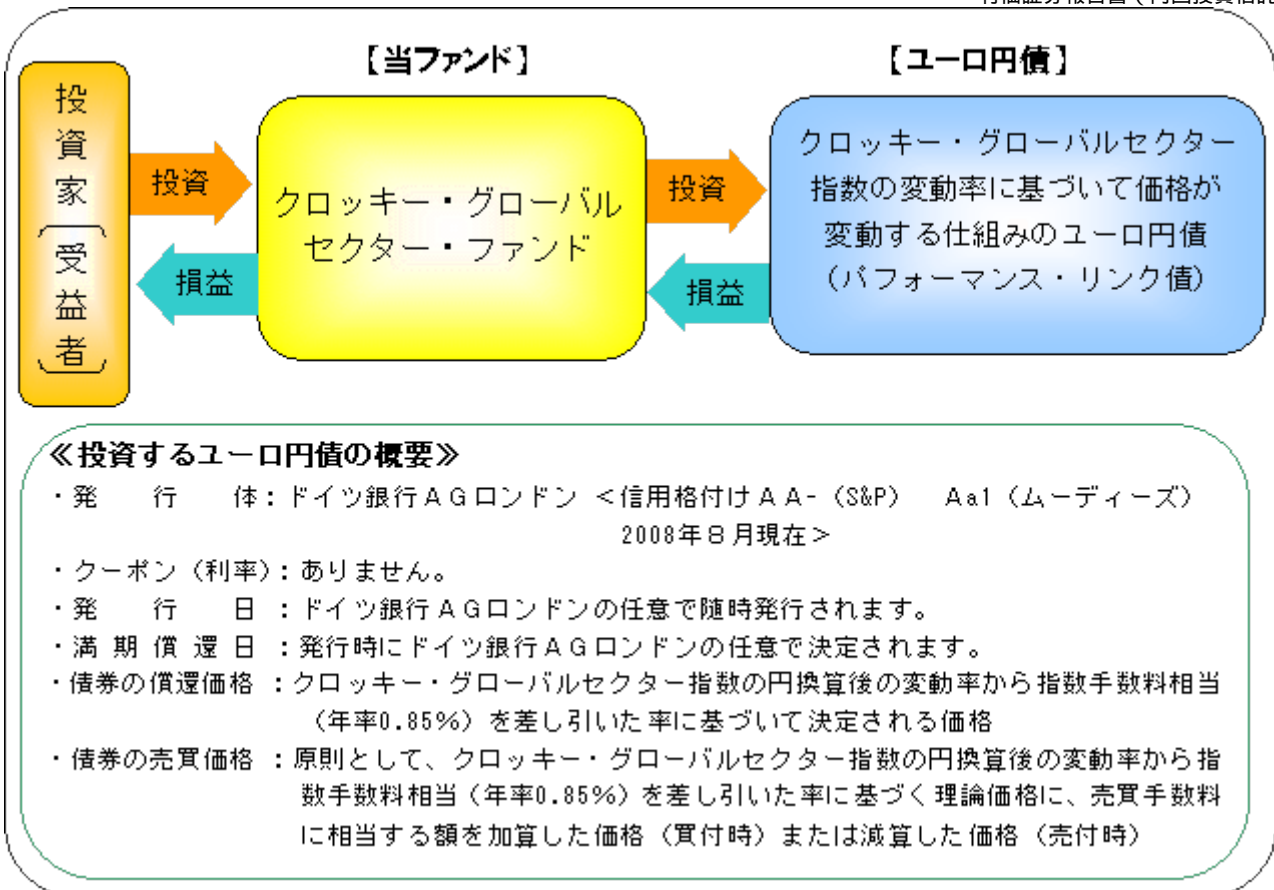
「エコノミックP E R」とは、表面的な会計データを、より経済実態に近づけるよう、客観的なルールに基づいて調整を施すことにより、P E Rを、有効な投資尺度となるように改良を図ったものです。

$$\text{※ P E R} = \frac{\text{株価}}{\text{1株あたり純利益 (EPS)}}$$

クロッキー・グローバルセクター・ファンドの仕組み

ドイツ銀行グループが開発した独自の分析手法に基づいて算出される「クロッキー・グローバルセクター指数」の円換算後の値動きを概ね捉える投資成果を目指します。

クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債（発行体：ドイツ銀行AGロンドン）を高位に組入れる運用を行ないます。



ユーロ円債の発行体が債務不履行 (デフォルト) となった場合は、償還金の支払いが遅延もしくは行なわれない可能性があります。

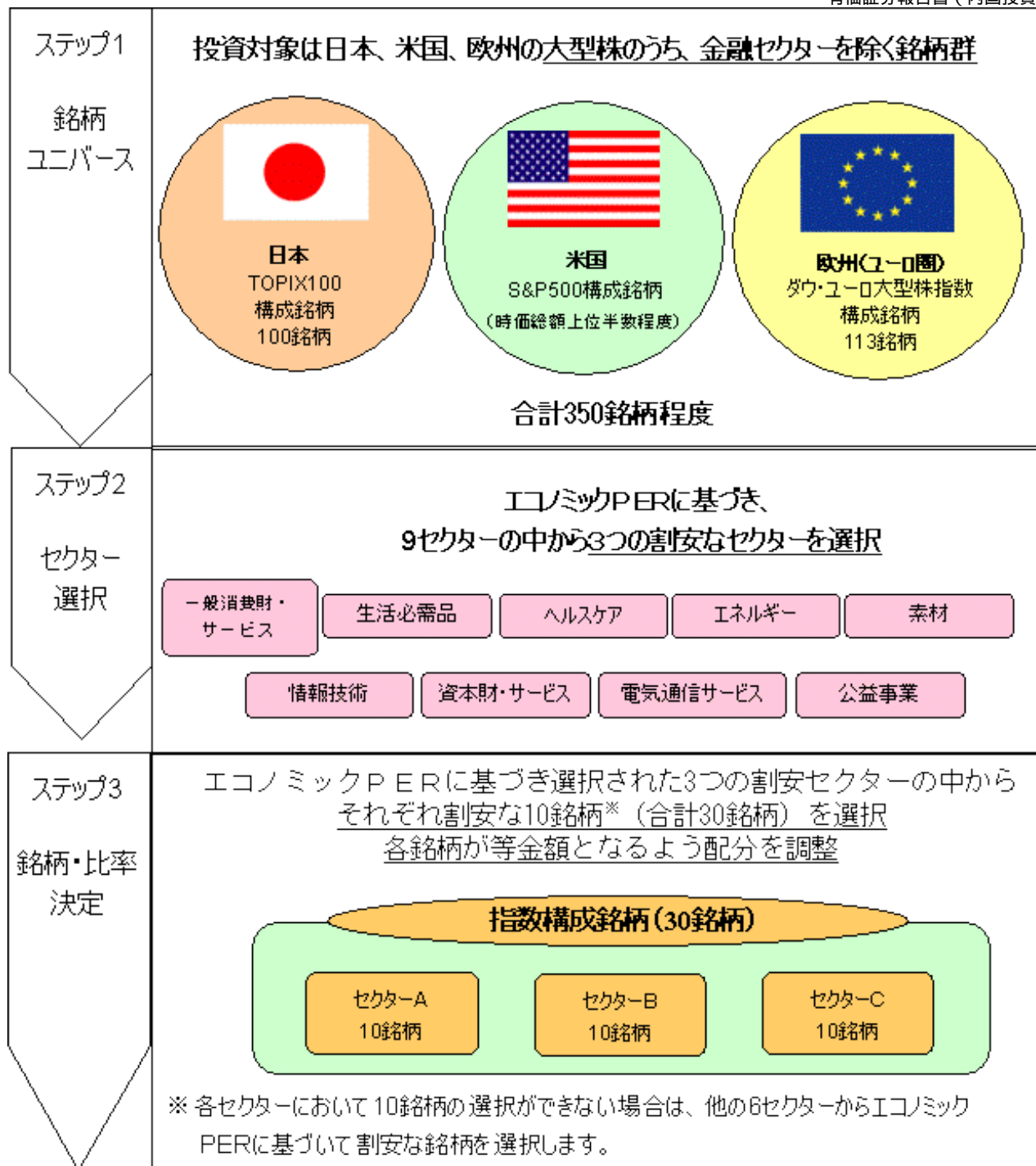
年2回の決算時に、運用実績、基準価額水準等を勘案して、原則として収益の分配を行ないます。

決算日は、6月10日、12月10日 (いずれも休業日の場合は翌営業日) の年2回です。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「ドイツ銀行グループ」について

ドイツ銀行グループは、総資産約1兆9,907億ユーロ (約334兆円 : 1ユーロ = 168.06円で換算^{*}) を有し、8万253人の従業員を擁する世界でも有数の金融機関として、世界76ヵ国で幅広い金融サービスを提供しています。特に、企業金融や証券・投資銀行、トランザクション・バンキング、資産運用、プライベート・ウェルス・マネジメントの分野では世界でも主導的な地位を占めており、さらに、ドイツや欧州大陸においては、個人および中堅企業向けの金融ビジネスでも強固な事業基盤を確立しています。(以上、データはすべて2008年6月末時点) 2008年8月時点のドイツ銀行AGの格付けは、AA- (S&P)、Aa1 (ムーディーズ) となっています。ドイツ銀行AGロンドンは、ドイツ銀行のロンドン支店であり、ドイツ銀行AGロンドンが発行する債券はドイツ銀行の債務です。

クロッキー・グローバルセクター指数の構築プロセス <2008年8月現在>



- 原則として、毎月13日(当日がロンドンの銀行休業日の場合は翌営業日)にエコミックPERに基づいて構成銘柄が選択され、その3営業日後の終値・為替水準を考慮し、各銘柄が等金額になるようにリバランスされます。銘柄に変更がない場合でも、等金額配分になるように毎月リバランスを行ないます。
- クロッキー・グローバルセクター指数の計算において、銘柄入替時の取引手数料等のコストは含まれません。

当ファンドとクロッキー・グローバルセクター指数（円換算後、以下当ページにおいて同じ。）とのパフォーマンス乖離要因

《下方乖離要因》

当ファンドが投資するユーロ円債には年率0.85%の指数手数料が課されており、当該手数料に相当する分がクロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方乖離要因となります。

当ファンドが支払う信託報酬や監査報酬などの費用は、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方乖離要因となります。

投資対象とするユーロ円債の買付・売却に伴う約定執行時の売買手数料に相当する額は、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方乖離要因となります。

《その他の乖離要因》

当ファンドはユーロ円債を高位に組入れる運用を行ないませんが、信託報酬や収益分配金などの支払いに備える等の理由で余裕資金を保有しますので、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する乖離要因となります。

当ファンドに対する追加設定のお申込みに応じてユーロ円債の買付を行ないませんが、当該ユーロ円債を買付けるまで一時的に実質的な組入比率の低下（希薄化）が発生し、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する乖離要因となります。

当ファンドが投資するユーロ円債の最小額面は100万円です。このため、ファンド規模が小さくなった場合、精緻な組入比率の調整が困難となり、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する乖離要因となります。

（注）クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）は、東京証券取引所第一部上場銘柄、欧州経済通貨統合(EMU)参加国の上場株式、S&P500種指数構成銘柄の中からドイツ銀行グループが開発した方法によって選定された30銘柄のパフォーマンスを反映する株価指数としてドイツ銀行グループが算出する指数であり、クロッキー・グローバルセクター指数に関する知的財産権その他一切の権利はドイツ銀行グループに帰属します。「CROCI」及び「クロッキー」はドイツ銀行AGの登録商標です。ドイツ銀行AGの事前の書面による承諾なくクロッキー・グローバルセクター指数を使用し公表することは禁止されています。ドイツ銀行グループは、クロッキー・グローバルセクター指数若しくはこれに関連する指数又はこれら指数を構成する株式の取引、又はこれらに連動する投資について、実行する義務を負うものではなく、また推奨するものではありません。また、過去の実績が必ずしも将来の結果を示唆するものではありません。ドイツ銀行グループは、本書に言及されるいかなるファンドについてもこれを保証するものではありません。

<参考>

以下は、ドイツ銀行AGロンドンが作成した、クロッキー・グローバルセクター指数についての定義書を転記したものです。文中にある「本書」とは当定義書を指します。

クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）について

用語の定義については、パート6に記載する。

パート1

概要

クロッキー・グローバルセクター指数（以下「対象指数」という。）は、選択対象ユニバースに組み入れられた各セクターから選択された30銘柄の収益率を反映することを目的とする。

選択対象ユニバースは、(1) Dow Jones EURO STOXX Large Index（以下「ダウ・ユーロ大型株指数」という。）の構成銘柄（Dow Jones STOXX Economic Sector Designation（以下「ダウジョーンズ・ストックス・エコノミック・セクター記号」という。）がFIN（すなわち金融）である発行会社の株式を

除く。)、(2) 各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれない銘柄に関しては、S&P@500指数に含まれる市場時価総額が最も大きい251銘柄、また各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれる銘柄に関しては、S&P@500指数に含まれる市場時価総額が最も大きい271銘柄（S&P GICSセクターコードが金融である発行者の株式を除く。）および(3) TOPIX 100株価指数構成銘柄（東京証券取引所の業種区分により銀行、保険、証券・商品先物取引業およびその他金融業と明記されている銘柄を除く。）で構成されている。

選択対象ユニバースに組み入れるセクターは、一般消費財・サービス、生活必需品、ヘルスケア、情報技術、資本財・サービス、素材、電気通信サービス、公益事業およびエネルギーである。

30銘柄は、「対象指数構成銘柄選択過程（パート3に記載する。）」に従って選択される。選択過程の第一段階では、インデックス・スポンサーが、スタビライズド・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターを特定する。第二段階では、それぞれのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の銘柄を選抜する。第一段階と第二段階で選抜された銘柄が30に満たない場合、インデックス・スポンサーは第三段階を適用して、対象指数構成銘柄数が30銘柄になるように残りのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い銘柄を選ぶ。

CROCI（クロッキー、投下資本に対する現金収益比率）は、セクターや市場ごとの株価収益率（またはPER）を比較するために、企業の財務諸表に細部に渡る調整を行う独自の株式分析手法である。クロッキーは、「経済的な実態にそった」PERをもとに、市場で最も割安な銘柄を見つけ出すことを目指す。

対象指数、スタビライズド・エコノミックPERおよびエコノミックPERの分析手法はドイツ銀行によって開発された。ドイツ銀行ロンドン支店の一部門であるクロッキー投資戦略&評価グループがスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERの分析と計算を行い、これが対象指数の基礎となる。

対象指数は、インデックス・スポンサーによって対象指数計算基準日に構成された。対象指数の詳細（対象指数の現在の構成を含む。）については、「現在のウェイトと日次対象指数値（パート9に記載する。）」の項に記載する。インデックス・スポンサーが最初に構成をした以後、以下の「対象指数構成銘柄選択過程」に定める要領で、月に一度、各対象指数再構成日に対象指数の再構成が行われ、新しい対象指数構成銘柄が決定されている。対象指数を構成する銘柄は、以下の「その他の調整（パート7に記載する。）」に定める規定を前提として、「対象指数の計算（パート5に記載する。）」の「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める要領で、対象指数再構成日ごとに均等のウェイトが設定される。

日次対象指数値は「対象指数の計算」および「市場混乱時における対象指数の計算（パート8に記載する。）」の項に従って、インデックス・スポンサーが取引所営業日ごとにそれぞれの対象指数構成銘柄の取引価格とウェイトを用いて計算する。対象指数はユーロ建てとする。

以下の「対象指数構成銘柄選択過程」および「対象指数の構成制限（パート4に記載する。）」の項に従って、本書に定める条件に基づいてインデックス・スポンサーが行なった決定は、明らかな誤りがない限り、すべての関係者を拘束する。

対象指数はドイツ銀行独自の指数であり、既に「クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）」を商標として登録する申請が行われている。事前にドイツ銀行の書面による許可を得ることなく、対象指数を使用したり、公表してはならない。

インデックス・スポンサーは、対象指数、選択対象ユニバースまたは選択対象ユニバースの構成銘柄と連動した取引または投資を実行し、または推進する義務はない。

パート2

リスク要因

投資予定者は、リターンが対象指数のパフォーマンスと連動するあらゆる投資商品またはファンドに関する投資決定をくだす前に、以下のリスク要因を含めて本書に記載するすべての情報を慎重に検討すべきである。以下のリスク要因はすべてを網羅したものではない。その他にも投資予定者が個々の事情に関連して、または原則として検討すべきリスクがある可能性がある。

総論

投資予定者は、リターンが対象指数のパフォーマンスと連動した投資を検討する際に、対象指数の水準は上がる場合もあれば下がる場合もあること、および将来において対象指数のパフォーマンスが過去のパフォーマンスを反映しない場合があることを認識しておくべきである。

対象指数と連動し、または関連した投資が、その時点における対象指数構成銘柄への投資と同一の結果をもたらすとは限らない。

調査

ドイツ銀行は、対象指数構成銘柄または選択対象ユニバースを構成するその他の銘柄ないし将来これに該当する銘柄について調査レポートを発行する権限を有する。これらのレポートは、本書に規定されたインデックス・スポンサーの義務から完全に独立しており、主として「展望」または「パフォーマンス」の観点から作成される。

インデックス・スポンサーの計算および判断

対象指数に関連するインデックス・スポンサーの計算および判断は、明白な誤りがない限り、すべての当事者を拘束する。いかなる者（インデックス等と連動した商品の保有者であるか否かを問わない。）もインデックス・スポンサーが対象指数に関連して行った計算または判断、あるいは計算または判断の懈怠について、インデックス・スポンサーを訴える権利を有しない（また提訴権を放棄することに合意する）。インデックス・スポンサーが対象指数および日次対象指数値を組成し計算する限り、インデックス・スポンサーは自らが自主的に検証していない、入手可能な公開情報に依拠して対象指数の計算および判断を行う。インデックス・スポンサーは、当該計算または判断において当該情報を利用することに起因するすべての損失および損害につき一切責任を負わないものとする。

クロッキー・バリユエーション

インデックス・スポンサーの調査グループである「評価グループ」が、選択対象ユニバースを構成する各銘柄毎のスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを参照して、対象指数を構成する。これらの比率は、クロッキー投資戦略&評価グループによる特定の調査方法を利用して計算される。パート6に定める選択対象ユニバースを構成する各銘柄のスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを決定するために利用される指標の定義は、クロッキー投資戦略&評価グループが利用している分析手法を示しているが、各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERの計算の根拠となる調査方法または算式を網羅するものと解釈されるべきではない。CROCI、企業価値、投下資本およびインデックス・スタビリティ・ファクターの定義は、現在クロッキー投資戦略&評価グループが利用している分析手法を参照し、規定されている。インデックス・スポ

ンサーは、改良または改正された財務分析手法または手段等を受けて、クロッキー投資戦略&評価グループがその裁量により当該分析手法を変更しないことを保証するものではなく、または意図するものではない。当該変更は対象指数および対象指数に関連して発行される有価証券の存続期間中に起こりうる。

各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERは、クロッキー投資戦略&評価グループが入手可能な公開情報を参照して計算するが、クロッキー投資戦略&評価グループの設定する前提に基づいて調整される。その後、かかる前提が不正確であると判明する可能性がある。

さらに、各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERは、過去の情報に基づいて算出された推定値であり、将来の成果を保証するものではない。

インデックス・スポンサーは、（黙示または明示を問わず）

（ ）適格銘柄または対象指数の実績、および、

（ ）対象指数の実績が選択対象ユニバースの実績に追随すること

を表明するものではない。

選択対象ユニバースおよびインデックスの計算の調整 - 分析手法の変更

投資者は、以下の「その他の調整」と題する項に定める規定に注意すべきである。インデックス・スポンサーが適当と考える場合、選択対象ユニバース指数が入れ替わり、他の判断または調整がなされ、対象指数または日次対象指数値を決定する方法が変更される可能性がある。

パート3

対象指数構成銘柄選択過程

インデックス・スポンサーは、各選択日において、以下の規定に従い、選択対象ユニバースから新しい対象指数構成銘柄を選択する。ただし、当該選択日または当該選択日以前に、選択対象ユニバース指数を構成する一つ以上の銘柄が、当該選択日の直後の選択日より前に選択対象ユニバースに含まれなくなると選択対象ユニバース指数のスポンサーが発表した場合、その銘柄は当該選択日の対象指数構成銘柄として適格でない。

各選択日における対象指数構成銘柄の選択過程は以下のとおりである。

- （ ） 選択対象ユニバースを構成する各銘柄のエコノミックPERは、以下のエコノミックPERの定義に定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- （ ） 選択対象ユニバースを構成する各銘柄のスタビライズド・エコノミックPERは、以下のスタビライズド・エコノミックPERの定義に定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- （ ） 各セクター（金融を除く。）ごとにセクター・エコノミックPER中央値を算定する。
- （ ） 各セクター（金融を除く。）ごとにスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が以下のスタビライズド・セクター・エコノミックPERの定義の定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- （ ） スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターが、各選択日において、インデックス・スポンサーによって決定される。

いずれかのセクターのスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値がその他のセクターと同一の場合、当該選択日にスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターを決定する上では、合計市場時価総額が大きいセクターの方がスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が低いとみなす。

- ()以下の要領で、スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターから合計して30の適格銘柄を選択する。
- ・スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ(ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする)。
 - ・スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が二番目に低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ(ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする)。
 - ・スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が三番目に低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ(ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする)。

当該選択日において、上記の規定に従って対象指数に含めることができる適格銘柄が30に満たない場合、インデックス・スポンサーはその他の6つのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い銘柄を選ぶ。

いずれかの適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがその他の適格銘柄と同一である場合、当該選択日に新しい対象指数構成銘柄を選択する上で、最も大きい時価総額を持つ適格銘柄が最も小さいスタビライズド・エコノミックPERを持つものとみなされる。

上記規定に従って行われる対象指数の再構成は、以下の「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める要領で、当該対象指数再構成日の直後から有効となる。

疑義を避けるために付言すると、対象指数への採用後に選択対象ユニバース指数に含まれなくなった対象指数構成銘柄は、以下の「その他の調整」の項には服するが、次の対象指数再構成日まで対象指数にとどまることになる。

パート4

対象指数の構成制限

対象指数の構成を調整する場合は以下の基準に従う。

ドイツ銀行もしくはその関連会社が選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の保有者であることにより、またはドイツ銀行もしくはその関連会社が選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の保有者となったことにより、法律上または規制当局への報告義務もしくは開示義務が生じまたは税金が賦課されることとなった場合、インデックス・スポンサーは、その合理的な裁量により、かかる銘柄を選択対象ユニバース指数から除外し、ひいてはインデックス・スポンサーが適切とみなす限りにおいてかかる銘柄が対象指数に含まれることが適格ではないとみなすことができる。

インデックス・スポンサーは、上記の「対象指数構成銘柄選択過程」に基づいて行う対象指数の構成に対する変更が上記の制限に抵触するかどうかを決定する絶対的裁量権を持つものとし、かかる決定は最終のものであり、すべての当事者(対象指数等に連動した商品の保有者であるか否かを問わない。)に対して効力を有するものとする。対象指数の構成に対する変更がかかる制限に違反するとインデックス・スポンサーが決定した場合、かかる変更は行われぬ。

パート5

対象指数の計算

「日次対象指数値」とは、対象指数再構成日を除き、関係する取引所営業日における、(a) 各対象指数構成銘柄のウェイト(以下に定義する。)と (b) 各対象指数構成銘柄の終値の積の合計をいう。日次

対象指数値は小数点第三位を四捨五入する。

日次対象指数値は、以下の「市場混乱時における対象指数の計算」に定める規定に従って、各取引所営業日において計算される。ただし、インデックス・スポンサーが、いずれかの対象指数構成銘柄に関して取引所営業日において終値が算定できず、かつ市場混乱事由（「市場混乱時における対象指数の計算」に定義する。）が発生していないと判断した場合、「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める規定に従って、当該取引所営業日の日次対象指数値は算定されないものとする。

計算式は以下のとおりである。

$$\text{日次対象指数値}_t = \sum_i^n W_{i,t} \times P_{i,t}$$

n	=	対象指数に含まれる対象指数構成銘柄の数
$W_{i,t}$	=	t日における対象指数構成銘柄iのウェイト
$P_{i,t}$	=	t日における対象指数構成銘柄iの終値

対象指数再構成日における対象指数の計算

インデックス・スポンサーは、前記「対象指数構成銘柄選択過程」および「対象指数の構成制限」に定める規定に従って、各対象指数再構成日に対象指数の再構成を行なう。

対象指数再構成日に市場混乱事由が発生した場合、インデックス・スポンサーは、市場の実勢および当該対象指数構成銘柄の直近の利用可能な取引価格を参照して、市場混乱事由の影響を受けた対象指数構成銘柄の、当該対象指数再構成日の日次対象指数値もしくは取引価格を決定するのに適切とみなされる決定ないし修正を行うか、または当該日を対象指数再構成日とせずに、インデックス・スポンサーが選択するその他の日を対象指数再構成日とすることを決定することができる。

その時点で対象指数を構成する対象指数構成銘柄（以下「旧対象指数構成銘柄」という。）と対象指数再構成日の直後に入れ替わって、対象指数を構成する対象指数構成銘柄を、対象指数再構成日における対象指数の再構成を説明する上で、「新対象指数構成銘柄」という。新対象指数構成銘柄は、上記の要領で当該選択日において選択される。

対象指数再構成日の日次対象指数値は、当該対象指数再構成日における、(a) それぞれの旧対象指数構成銘柄のウェイトと (b) 旧対象指数構成銘柄の終値の積の合計に等しい。

対象指数再構成日に旧対象指数構成銘柄と新対象指数構成銘柄の終値が発表された時点で、インデックス・スポンサーは対象指数を以下の要領で再構成する。

インデックス・スポンサーは、新対象指数構成銘柄のウェイトを、() 対象指数再構成日の日次対象指数値を新対象指数構成銘柄の数で除したものと () 対象指数再構成日の新対象指数構成銘柄の終値との比率として計算する。

パート6

定義

「該当比率」

() 85パーセント、または、() 100パーセントから、租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金（ドイツ銀行もしくはその関連会社が有価証券の保有者である場合に配当を受け取る結果として、ドイツ銀行もしくはその関連会社が負担し、または負担すると思われる租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金などを含む。）を考慮した上で、インデックス・スポンサーが適宜決定した比率を差し引いた比率をいう。本書の日付の時点において、該当比率は85パーセントである。

「終値」

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および取引所営業日に関連して、（ただし、以下の「上場廃止、合併事由、国有化および倒産」の項に従う）当該取引所営業日における各銘柄の取引価格（以下に定義する。）をいい、関連取引所（以下に定義する。）で報告され、対象指数の通貨で表示され、対象指数の通貨で表示されていない場合は当該取引所営業日の為替レートを使って対象指数の通貨に換算するものとする。

「クロッキー」または「CROCI」

クロッキー投資戦略&評価グループが本書に記載するところに従って決定するのに必要な一定の時点および期間を対象に、選択対象ユニバースを構成する株式の発行者の資産に対するインフレ修正済みの経済的収益率を意味する。かかる各発行者に対して、経済的収益率は、会計上の利益（関連する会計報告書に従って決定される）とは異なり、発行者の税引後総利益の額が発行者の経済的資本総額の加重平均と等しくなるような割引率として与えられる。経済的資産の総額は、発行者の有形固定資産、ならびに通常は発行者の財務諸表の損益計算書において費用として計上されるがクロッキー投資戦略&評価グループが1年以上の耐用年数を有するとみなす宣伝費および研究・開発費、ならびにリース資産のような貸借対照表より除かれたその他の経済資産の価値である。

経済的資本総額の加重平均は、クロッキー投資戦略&評価グループが、会計上の耐用年数ではなく、発行者の資産の予想される経済的寿命に応じて算定する。

「クロッキー・データプール」

スタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを算定するためにクロッキー投資戦略&評価グループが使用する金融情報をいい、以下から入手する。

- () 選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者が発表した年次報告書
- () 発行者が発表した中間財務情報
- () インターナショナル・ブローカー・エスティメイト・システム(I/B/E/S)が提供した売上と収益に関するコンセンサス予想値
- () その他の公表された発行者に関する財務情報

「CROCIエコノミックPER」（本書では、「エコノミックPER」という。）

選択対象ユニバースを構成する銘柄および選択日に関連して、インデックス・スポンサーが当該選択日において算定した上記銘柄のエコノミックPERをいい、以下の計算方法によって計算される。

$$\text{エコノミックPER} = \frac{\text{企業価値(EV)}}{\text{純投下資本(NCI)}} \times \text{投下資本に対する現金収益比率(CROCI)}$$

- () 企業価値(EV)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヶ月の企業価値である。
- () 純投下資本(NCI)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヶ月の純投下資本である。
- () 投下資本に対する現金収益比率(CROCI)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヶ月の投下資本に対する現金収益率である。

インデックス・スポンサーが選択日においてある銘柄のエコノミックPERを算定できない場合、当該選択日に関しかかる銘柄は対象指数に含めることができない。

「セクター・エコノミックPER中央値」

あるセクターおよびある選択日に関連して、当該セクターを構成する適格銘柄のエコノミックPERの中央値（メジア

ン)をいい、当該選択日にインデックス・スポンサーが算定する。

「クロッキー投資戦略&評価グループ」

インデックス・スポンサーのクロッキー投資戦略・評価グループをいう。

「当年度の投下資本に対する現金収益比率」（「当年度のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算したクロッキーをいう。

「当年度の負債」

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、発行者が負債として計上しているか否かを問わず、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算した発行者の負債および負債同等物（年金、引当金、前払金などの項目を含む。）の価値をいう。

「当年度の純投下資本」（「当年度のNCI」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算した純投下資本をいう。

「配当」

いずれかの対象指数構成銘柄の発行者が宣言した一株当たりの現金配当全額（発行者または発行者の代理人が配当に関する租税を理由とする源泉徴収または控除を行なう前の支払金額（ただし、発行者の法域の法律に基づく税額控除は考慮しない。）とする。）をいい、インデックス・スポンサーの決定に従って、株主割当発行、株式配当またはその他の現金支出を伴わない配当もしくは権利を除く。配当には、インデックス・スポンサーの決定に従って、特別配当またはボーナス配当等の現金の分配を含む（ただし、かかる配当等の分配が関係する銘柄の配当付き最終取引価格の10パーセントを超えないことを条件とする）。

「適格銘柄」

ある選択日および選択対象ユニバース指数を構成する各株式に関連して（疑義を避けるために付言すると、既述した「対象指数の構成制限」の項に基づいて選択対象ユニバース指数から除外された株式が適格銘柄になることはできない。）当該選択日のエコノミックPERがゼロ以上の株式をいう。

「取引所」

対象指数構成銘柄について、当該構成銘柄が上場または取引されている主取引所、あるいは当該取引所を継承する取引所で、インデックス・スポンサーが決定する取引所をいう。

「為替レート」

ある日の対象指数構成銘柄の通貨に関連して、当該日の午後4時頃（ロンドン時間）（またはインデックス・スポンサーが決定した午後4時以降のできる限り早い時間）に測定した対象指数構成銘柄の通貨と対象指数の通貨との直物為替レートをいい、インデックス・スポンサーが適当と判断する情報源を参考にして決定する。為替レートは、対象指数の通貨の一単位を購入するために必要な対象指数構成銘柄の通貨の単位数（または端数）で表示する。

「対象指数計算基準日」

1996年2月1日をいう。

「構成制限」

既述した「対象指数の構成制限」をいう。

「対象指数構成銘柄」

後記「その他の調整」に従って、その時点で対象指数を構成する各株式をいう。

「対象指数構成銘柄の通貨」

選択対象ユニバースを構成する各株式に関連して、インデックス・スポンサーが決定した各株式の通貨をいう。

「対象指数の通貨」

ユーロをいう。

「対象指数再構成日」

ある選択日に関連して、当該選択日から3取引所営業日目をいう。

「インデックス・スポンサー」

ドイツ銀行AGロンドンまたは正式に任命されたインデックス・スポンサーの後任をいう。

「指数スタビリティ・ファクター」

- () 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄となっている銘柄の場合
ゼロ
- () 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄でない株式の場合
0.10

「市場時価総額」

ある適格銘柄および取引所営業日に関して、当該取引所営業日においてかかる適格銘柄につき取引所によって報告された取引価格に当該適格銘柄の発行者の発行済普通株式総数を乗じた値を意味する。

「純投下資本」(" NCI ")

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者に関して、本書に記載するところに従う決定に必要な一定の時点および期間を対象にクロッキー投資戦略&評価グループによって決定された金額であり、有形固定資産、無形資産（研究開発費、リース資産および商標権など償却可能なその他無形資産を含む。）ならびに償却されない資金（運転資金純額を含む。）の総額から、減価償却累計額を控除したものに等しい。結果として生じる金額は、インフレについて修正され、かつ、各発行者の当該資産ベースを創造するために費やされたすべてのキャッシュのインフレ修正済純価額を表す。

「前年度の投下資本に対する現金収益比率」(「前年度のCROCI」)

選択対象ユニバースを構成するある銘柄の発行者およびある選択日に関連して、当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算したクロッキー（または、CROCI）をいう。

「前年度の負債」

選択対象ユニバースを構成するある銘柄の発行者およびある選択日に関連して、発行者が負債として計上しているか否かを問わず、当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算した発行者の負債および負債同等物（年金、引当金、前払金などの項目を含む。）の価値をいう。

「前年度の純投下資本」(「前年度のNCI」)

選択対象ユニバースを構成するある株式の発行者およびある選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算した純投下資本をいう。

「再投資配当」

配当に該当比率を乗じたものをいう。

「関連取引所」

対象指数構成銘柄に関連して、インデックス・スポンサーが決定する、かかる対象指数構成銘柄のオプション契約または先物契約が取引されている取引所、取引システムまたは相場システムを意味する。

「セクター」

選択対象ユニバースを構成するある株式の発行者およびある選択日に関連して、世界産業分類基準（GICS）に基づいてインデックス・スポンサーが決定したセクター分類をいう。世界産業分類基準は、一般消費財・サービス、生活必需品、ヘルスケア、資本財・サービス、金融、情報技術、素材、電気通信サービス、公益事業およびエネルギーの10のセクターで構成されている。上記の定義に関連して「金融」セクターは除く。

「セクター・スタビリティ・ファクター」

- () 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に幾つかまたは全てが含まれている業種の場合
ゼロ
- () 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれていない業種の場合
0.1

「選択日」

- () 指数計算基準日以降、2007年2月1日（を含む）の間は、各月の1日、または1日がロンドンの商業銀行および外国為替市場で支払決済業務が行なわれる日（以下「ロンドン営業日」という。）でない場合、翌ロンドン営業日をいう。
- () 2007年2月2日（を含む）以降は、各月の13日、または13日がロンドン営業日でない場合、翌ロンドン営業日（以下、「予定選択日」という）をいう。ただし、インデックス・スポンサーが、なんらかの理由で選択日が予定選択日でない判断した場合、インデックス・スポンサーは独自の裁量をもって選択日を予定選択日の直前または直後のロンドン営業日とすることができる。

「選択対象ユニバース」

(1) ユーロ選択対象ユニバース指数の構成銘柄（ダウジョーンズ・ストックス・エコノミック・セクター記号）がFIN（すなわち金融）である発行者の株式を除く。）、(2) 各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれない銘柄に関しては、米国選択対象ユニバース指数に含まれる市場時価総額が最も大きい251銘柄、また各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれる銘柄に関しては、米国選択対象ユニバース指数に含まれる市場時価総額が最も大きい271銘柄（S&P GICSセクターコードが金融である発行者の株式を除く。）および(3) 日本選択対象ユニバース指数の構成銘柄（東京証券取引所の業種区分が銀行、保険、証券、商品先物取引業およびその他の金融業である発行者の銘柄を除く。）をいう。

「選択対象ユニバース指数」

ダウ・ユーロ大型株指数（以下「ユーロ選択対象ユニバース指数」という。）、TOPIX 100株価指数（以下「日本選択対象ユニバース指数」という。）およびS&P 500®指数（以下「米国選択対象ユニバース指数」という。）をいう。

「スタビライズド・エコノミックPER」

当該選択日と選択対象ユニバースに関連して、()と()の合計値により計算される。

() エコノミックPER

() 指数スタビリティ・ファクター

「スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値」

当該選択日とセクターに関連して、()と()の合計値により計算される。

() エコノミックPER

() セクター・スタビリティ・ファクター

「取引所営業日」

各取引所が取引を行なう日（または市場混乱事由が発生していなければ各取引所が取引を行なう日であった日）をいい、取引所の取引が平日の通常の終了時刻の前に終了する日を除く。

「取引価格」

各対象指数構成銘柄に関して、関連する対象指数構成銘柄の取引所に応じて異なるが、（以下の「その他の調整」の項の「上場廃止、合併事由、国有化および破産」に定める規定に従って）いずれかの取引所営業日に関連して、当該取引所営業日の取引終了時間に、関係する取引所の規則に基づいて決定した入札価格、入札終了価格、最終取引価格または出来高加重平均価格（VWAP）をいう。主取引所（本書の作成日の時点で選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の主取引所およびそれぞれの取引価格、取引終了時間（以下「取引終了時間」という。））は以下のとおりである。

主取引所	取引終了時間・取引価格	主取引所	取引終了時間・取引価格
ユーロネクスト・ブリュッセル	17時30分CET 終値	イタリア証券取引所	17時40分CET 終値
ユーロネクスト・パリ	17時30分CET 終値	Sistema De Interconexion Bursatil Espanol (SIBE)	17時35分CET 終値
ユーロネクスト・アムステルダム	17時30分CET 終値	ウィーン証券取引所	17時30分CET 終値
ヘルシンキ証券取引所	17時00分CET 最終売買価格	Xetra Exchange Electronic Trading	17時30分CET 終値
ユーロネクスト・リスボン	17時30分CET 最終売買価格	アイルランド証券取引所	17時30分CET 終値
ロンドン証券取引所	16時30分GMT 終値	東京証券取引所	6時00分GMT終値
大阪証券取引所	6時10分GMT 終値	ニューヨーク証券取引所	16時00分EST 終値
アメリカ証券取引所	16時00分EST 終値	ナスダック株式市場	16時00分EST 終値

主取引所が上記と異なる銘柄に関連し、その銘柄が将来のある時点で選択対象ユニバース指数または対象指数構成銘柄に組み入れられる場合には、インデックス・スポンサーは、妥当と判断した方法で当該銘柄の主取引所、取引価格および取引終了時刻を決定するものとする。

「連続する12ヶ月の投下資本に対する現金収益比率」（「連続する12ヶ月のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および選択日に関連して、以下の(a)()と(a)()の積を(b)で除した値をいう。

- (a) () 選択日における当年度のCROCIに当暦年中完了した月数を乗じた値
- () 前年度のCROCIに12ヶ月から()の月数を差し引いた月数を乗じた値
- (b) 暦年の月数である12

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヶ月のCROCI} = \frac{(M_{CY} \times \text{CROCI}_{CY}) + (M_{PY} \times \text{CROCI}_{PY})}{12}$$

M_{CY} = 当年度中に経過し、完了した月数
 CROCI_{CY} = 当年度のCROCI
 M_{PY} = 当年度の残りの月数
 CROCI_{PY} = 前年度のCROCI

「連続する12ヶ月の企業価値」（「連続する12ヶ月のEV」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の各発行者および選択日に関して、以下の(1)から(4)を合計したものをいう。

- (1) 選択日が属する月に先行する暦月の各取引所営業日におけるかかる発行者の市場時価総額の平均値（以下「連続する1ヶ月の市場時価総額」という。）
- (2) 以下の(a)に(b)を乗じた値
 - (a) 他の株式資本および資本同等物（発行者の市場時価総額には含まれない発行者のオプション、インザマネー転換証券など）（分子として）を、市場時価総額（分母として）で割った値（いずれも前暦月の最終取引所営業日において計算される。）
 - (b) 連続する1ヶ月の市場時価総額
- (3) 以下の(a)に(b)を乗じた値
 - (a) 非連結保有株式、ジョイント・ベンチャーおよび少数株主持分の価値（分子として）を、市場時価総額（分母として）で割った値（いずれも前暦月の最終取引所営業日において計算される。）
 - (b) 連続する1ヶ月の市場時価総額
- (4) 以下の(a)に(b)を加えた値
 - (a) かかる選択日における当年度の負債に当暦年中完了した月数を乗じた値（分子として）を、暦年の月数である12（分母として）で割った値
 - (b) 前年度の負債に12ヶ月から(a)で用いた月数を差し引いた月数を乗じた値（分子として）を、暦年の月数である12（分母として）で割った値

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヶ月のEV} = \text{MC}_T + \left(\frac{\text{OE} \times \text{MC}_T}{\text{MC}} \right) + \left(\frac{\text{NE} \times \text{MC}_T}{\text{MC}} \right) + \left(\frac{\text{M}_{CY} \times \text{D}_{CY}}{12} \right) + \left(\frac{\text{M}_{PY} \times \text{D}_{PY}}{12} \right)$$

D_{CY}	=	当年度の負債
D_{PY}	=	前年度の負債
MC	=	市場時価総額
OE	=	他の株式資本および資本同等物
NE	=	非連結保有株式、ジョイント・ベンチャーおよび少数株主持分
MC_T	=	過去一ヶ月の市場時価総額
M_{CY}	=	当年度中に経過し、完了した月数
M_{PY}	=	当年度の残りの月数

「連続する12ヶ月の純投下資本」(「連続する12ヶ月のNCI」)

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および選択日に関して、以下の(a)()と(a)()の合計値を(b)で割った値をいう。

(a) () にかかる選択日における当年度の純投下資本に当暦年中完了した月数を乗じた値

() 前年度の純投下資本と12ヶ月から()の月数を差し引いた月数とを乗じた値

(b) 暦年の月数である12

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヶ月のNCI} = \frac{(\text{M}_{CY} \times \text{NCI}_{CY}) + (\text{M}_{PY} \times \text{NCI}_{PY})}{12}$$

M_{CY} = 当年度中に経過し、完了した月数

NCI_{CY} = 当年度の純投下資本

M_{PY} = 当年度の残りの月数

NCI_{PY} = 前年度の純投下資本

「ウェイト」

ある取引所営業日におけるそれぞれの対象指数構成銘柄に関連して、当該取引所営業日に対象指数に含まれる対象指数構成銘柄の株数または端数をいう。

既述した算定を行なう際に、対象指数を構成する株式の発行者の会計年度の期末が暦年度の最終日と一致しない場合、かかる会計年度が現行年度の6月30日までに終了する場合は前年度に關係するものと見なし、前年度のクロッカー、前年度の負債および前年度の純投下資本の算定に織り込むものとする。一方、発行者の会計年度が現行年度の6月30日以降、12月31日までに終了する場合は現行年度に關係するものと見なし、当年度のクロッカー、当年度の負債および当年度の純投下資本の算定に織

り込むものとする、クロッカー・データプールの情報は当年度のクロッカー、当年度の負債、当年度の純投下資本、前年度のクロッカー、前年度の負債および前年度の純投下資本の算定する際に使用するものとする。

パート7

その他の調整

配当に関するウェイトの調整

対象指数構成銘柄または新対象指数構成銘柄（それぞれを「構成銘柄」という。）が配当落ちになった時点で、それぞれのウェイト（以下「銘柄ウェイト」という。）は以下の（ ）と（ ）の積と等しくなるまで引き上げられる。

（ ） 構成銘柄の配当付き最終銘柄ウェイト（すなわち配当付き最終日における構成銘柄の株数または端数）

（ ） 以下の(a)と(b)との比率

(a) 構成銘柄の配当付き最終取引価格（分子）

(b) 以下の(x)から(y)を差し引いた数字（分母）

(x) 構成銘柄の配当付き最終取引価格

(y) 構成銘柄の再投資配当

引き上げられた銘柄ウェイトは小数点第七位を四捨五入して第六位まで求める。

計算式としては以下のとおりである。

$$W_{i,t} = \left[\frac{P_{i,t-1}}{(P_{i,t-1}) - D_{i,t}} \right] \times W_{i,t-1}$$

$W_{i,t}$ = t日（配当落ち日）における構成銘柄iの銘柄ウェイト

$P_{i,t-1}$ = t-1日（配当付き最終日）における構成銘柄iの配当付き最終取引価格

$D_{i,t}$ = t日（配当落ち日）における構成銘柄iの再投資配当

$W_{i,t-1}$ = t-1日（配当付き最終日）における構成銘柄iの配当付き最終取引価格

潜在的調整事由

構成銘柄（既述した「配当に関するウェイトの調整」に定義する。）の発行者が潜在的調整事由の発生条件を発表した後、インデックス・スポンサーは潜在的調整事由に構成銘柄の理論価値を希釈または濃縮する等の影響があるかを判断し、そのような影響がある場合、(1) 希釈、濃縮等の影響を考慮した上で、インデックス・スポンサーが適当と判断する要領で構成銘柄の銘柄ウェイト（既述した「配当に関するウェイトの調整」に定義する。）および/または日次対象指数値を算定する計算式および/または本書に定めるその他の規定を調整し、(b) かかる調整の発効日を決定するものとする。インデックス・スポンサーは適当な調整を決定する際に、関連取引所で売買されている構成銘柄の先物契約またはオプション契約に関して関連

取引所が実施した潜在的調整事由に関する調整等を考慮することができる。

上記の調整による構成銘柄の銘柄ウェイトは小数点第七位を四捨五入して第六位まで求める。

上記の調整により、対象指数を構成する対象指数構成銘柄の総数が次の対象指数再構成日まで、30を上回り、または下回る場合がある。

「潜在的調整事由」

以下のいずれかをいう。

(1) 構成銘柄の再分割、統合もしくは区分変更（合併事由に起因する場合を除く。）または無償増資、資本組入れ等により既存の保有者に対する構成銘柄の無償交付または配当。

(2) 構成銘柄の既存の保有者に対して(1) 構成銘柄、(2) 構成銘柄の配当および/または構成銘柄の発行者の清算収入を構成銘柄の保有者の間で平等または比例配分して受け取る権利が付与されたその他の株式資本または有価証券、(3) 「スピンオフ」等の取引の結果として別の発行者の株式資本またはその他の有価証券、または(4) その他の種類の有価証券、権利、ワラント等の資産を分配し、発行し、または配当として支払うこと（いずれの場合もインデックス・スポンサーが算定した実勢市場価格を下回る（現金またはその他の対価の）支払いを引き換えるとする）。

(3) 特別配当またはボーナス配当等の現金の分配（ただし、かかる配当等の分配が構成銘柄の配当付を最終取引価格の10パーセントを超えないことを条件とする）。

(4) 全額払込済みでない構成銘柄に関する発行者の払込請求。

(5) 利益または資本を割戻として、現金、有価証券等を対価とする発行者または発行者の関連会社による構成銘柄の買戻し。

(6) 構成銘柄の発行者に関して、敵対的買収を阻止するために、インデックス・スポンサーが決定した市場価格を下回る価格で優先株、ワラント、債券または新株引受権を分配する一定の事由の発生について定めた株主の権利に関する計画または取決めに基いて、発行者の普通株式または資本金を構成するその他の株式から分配され、または分離された株主の権利が発生する事由。

(7) 上記の(6)に定める株主権の買戻し。

(8) 構成銘柄の理論価値を希釈または薄化する等の影響を及ぼすとインデックス・スポンサーが判断するその他の事由。

ただし、潜在的調整事由の発生、薄化等の影響を判定する際に、潜在的調整事由の評価額はインデックス・スポンサーが租税、源泉徴収、控除またはその他の料金（ドイツ銀行および/またはドイツ銀行の関連会社が構成銘柄の保有者である場合にドイツ銀行および/またはドイツ銀行の関連会社が負担し、または負担すると思われる租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金などを含む。）を考慮した上で妥当と判断する金額が調整されていると見なされるものとする。

上場廃止、合併事由、国有化および倒産

構成銘柄および/または構成銘柄の発行者に関連して合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化または倒産が起こった場合、インデックス・スポンサーは合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化または倒産を考慮した上で、本書に定めるひとつ以上の規定に該当する調整を加えることを決定するとともに、かかる調整の発効日を定めるものとする。インデックス・スポンサーは適当な調整を決定する際に、関連取引所で売買されている構成銘柄の先物契約またはオプション契約に関して関連取引所が実施した合併事由、株式公開買付、上場廃止、国有化または倒産に関する調整を考慮することができる。

構成銘柄または構成銘柄の発行者に関連して合併事由もしくは株式公開買付が起こり、または構成銘柄に関連して上場廃止もしくは国有化が起きた場合、インデックス・スポンサーは合併日または発効日（それぞれ「発効日」という。）および次の項に基づいて発効日における構成銘柄の取引価格を定めるものとする。

発効日における構成銘柄の取引価格は、インデックス・スポンサーの決定に従って、発効日における構成銘柄の関連取引所の最新の市場価格（発効日に市場価格が入手できない場合は、インデックス・スポンサーが適当と判断する発効日における関連取引所の最新の市場価格とする。）に等しいものとし、かかる取引価格は次の対象指数再構成日が終了するまで構成銘柄の取引価格とする。

ある構成銘柄の発行者に関連して破産が起こった場合、かかる構成銘柄は次の対象指数再構成日までは対象指数の一部である。関連取引所において、いずれかの取引所営業日の取引終了時間に構成銘柄の市場価格が入手できない場合、構成銘柄の市場価格はインデックス・スポンサーが決定した当該取引所営業日の取引価格とする。いずれかの取引所営業日に構成銘柄の市場価格が入手できない場合、構成銘柄の取引価格はゼロとする。

「上場廃止」

いずれかの構成銘柄に関連して、取引所の規則に基づいて構成銘柄が（合併事由または公開買付以外の）何らかの理由で取引所への上場が廃止され、インデックス・スポンサーが受け入れ可能な取引所、取引システムまたは相場システムに直ちに再上場されないことを取引所が宣言することをいう。

「倒産」

構成銘柄の発行者に影響する任意または非任意の清算、破産、支払不能、解散または類似の手続きにより、(A) かかる発行者のすべての構成銘柄を受託者、清算人またはその他の同様の官吏に譲渡する義務を負うこと、または(B) かかる発行者の構成銘柄の保有者が構成銘柄の譲渡を法的に禁じられることをいう。

「合併日」

合併事由のクロージング日、また合併事由に適用される現地の法律に従ってクロージング日を定めることができない場合はインデックス・スポンサーが決定したその他の日をいう。

「合併事由」

構成銘柄に関連して、() 構成銘柄の変更または区分変更の結果、すべての発行済み構成銘柄を別の個人または法人に譲渡するか、または譲渡する撤回不能の確約を行う場合、() 発行者が別の法人と統合し、合併し、または持束力のある株式交換を実施する場合（発行者が存続会社となる結果、発行済み構成銘柄の変更または区分変更を行わない場合、合併または持束力のある株式交換を除く。）、() 上記以外にいずれかの個人または法人が発行者の発行済み構成銘柄の100パーセントを輸入または取得する公開買付申込み、交換申込み、勧誘、提案等の結果、別の個人または法人にすべての発行済み構成銘柄（上記の個人または法人が所有し、または支配する構成銘柄を除く。）を譲渡するか、または譲渡する撤回不能の確約を行う場合、または() 構成銘柄の発行者または発行者の子会社が別の法人と統合し、合併し、または持束力のある株式交換を実施し、その間に発行者が存続会社となる結果、すべての発行済み構成銘柄の変更または区分変更を行わないが、結果的に上記事由が起きる直前に発行されている構成銘柄（上記の法人が所有し、または支配する構成銘柄を除く。）が合計して上記事由が起きた直後に発行されている構成銘柄の50パーセント以下になることをいう。

「国有化」

すべての構成銘柄または構成銘柄の発行者のすべての資産もしくは大部分の資産が国有化され、徴収され、またはその他の方法で政府機関もしくは政府機関の部に譲渡する義務を負うことをいう。

「株式公開買付」

公開買付申込み、交換申込み、動議、提案等の結果、いずれかの個人または法人が転換等の手段によって、政府機関もしくは自主規制機関への届け出を行ないまたはインデックス・スポンサーが関係すると判断するその他の情報を提出する際にインデックス・スポンサーが下した決定に従って、構成銘柄の発行者の発行済み議決権付き株式の10パーセント以上、100パーセント未満を購入し、取得し、もしくは保有することをいう。

選択対象ユニバース指数の調整

いずれかの時点で() 選択対象ユニバース指数がなくなり、() 選択対象ユニバース指数のスポンサー（以下「ユニバース指数スポンサー」という。）が選択対象ユニバース指数の計算式もしくは計算方法等に重大な変更（構成銘柄および資本構成の変更など日常的な出来事が生じた際に選択対象ユニバース指数を維持するための方法として規定されている変更を除く。）を加え、() ユニバース指数スポンサーが選択対象ユニバースの指数の計算および発表または、対象指数に関連する他の要因に関して、（インデックス・スポンサーの計算に関連する）明らかな誤りを犯し、または() ユニバース指数スポンサーが選択対象ユニバース指数の計算および/または指数の発表を止めた場合、インデックス・スポンサーは合理的な裁量により、選択対象ユニバース指数に代わる承認ポートフォリオを選ぶものとする。インデックス・スポンサーが選択対象ユニバース指数に代わる合理的なポートフォリオがないと判断した場合（インデックス・スポンサーは合理的な裁量によりかかる判断を下す権利を有する。）、インデックス・スポンサーは合理的な裁量により適当な後継ポートフォリオがあると判断するまで、インデックス・スポンサーが適当と考える決定および/または調整を行うことができる。

対象指数の計算 - 分析手法の変更

インデックス・スポンサーによる本書に記載する分析手法の適用は絶対的で、拘束力を有する。インデックス・スポンサーは現時点において、対象指数を構成し、日次対象指数値を計算するために既述した分析手法を使用しているが、インデックス・スポンサーが分析手法の修正または変更が必要と判断する市場、規制、司法、財務または税務状況が発生しないという保証はなく、かかる状況下においてインデックス・スポンサーは上記の修正または変更を実施する権利を有する。更に、インデックス・スポンサーは、明らかな誤りもしくは立証された誤りを修正し、または本書に定める期限のある規定を是正もしくは補足するために必要または望ましいと判断する方法で、対象指数の条件および日次対象指数値の計算方法を修正することができる。インデックス・スポンサーに上記の修正または変更をいづれかの者に連絡する義務はない。インデックス・スポンサーは上記の修正または変更の結果として、既述した分析手法と矛盾することがないように相応の努力を尽くすものとする。

パートII

市場混乱時における対象指数の計算

「市場混乱事由」

以下の1から3のいずれかの場合を意味する。

1. 取引所営業日において、対象指数構成銘柄の取引終了時刻前30分間に、次の事由が発生もしくは存在していた場合。

A) 取引の一時停止もしくは制限が下記について課せられた場合（取引所もしくは関連取引所が許容する制限を上回る価格変動を理由とする場合またはその他の理由による場合であるかを問わない。）

1.1. 取引所全体における場合。

1.2. 関連取引所における、対象指数もしくは対象指数構成銘柄に関するオプション契約もしくは先物契約における場合。または

1.3. 対象指数構成銘柄が上場もしくは運用されている取引所、取引システムまたは相場システム（インデックス・スポンサーが決定する。）における、当該対象指数構成銘柄の場合。

B) 一般の市場参加者による、取引所における対象指数もしくは当該対象指数構成銘柄に関する取引の実施もしくは時価の入手可能性、または関連取引所における対象指数もしくは当該対象指数構成銘柄のオプション契約もしくは先物契約の取引の実施もしくは時価の入手可能性（インデックス・スポンサーの判断において）影響を受けもしくは妨げられた場合。

2. 取引所営業日に、取引所もしくは関連取引所が、予定終了時刻（以下に定義する。）より前に閉鎖された場合。

ただし、定より早い終了時刻が、当該取引所、場合により関連取引所により、(a) 当該取引所営業日の当該取引所もしくは関連取引所の通常会合の実施の終了時刻、またはこれより早い場合は、(b) 当該取引所営業日の取引終了時刻に当該取引所もしくは関連取引所システムに注文を入力するための提示締切時刻（該当する場合）のいずれかの少なくとも1時間前に発表されていた場合はこの限りではない。「予定終了時刻」とは、閉鎖後取引や通常の立会時間を越えた取引を考慮に入れないで、当該取引所もしくは関連取引所の予定されている翌日の終了時刻をいう。

3. 対象指数構成銘柄にかかる取引所の所在国における銀行業務全体の一時停止が宣言された場合。

ただし、上記のいずれかの事由が重大であるとインデックス・スポンサーが判断した場合に限るものとする。インデックス・スポンサーは、上記のいずれかが重大であるか否か、また何をもって重大とするかの判断においてその合理的な裁量において、適切とみなす状況を考慮に入れることができる。

市場混乱事由が発生した場合、日次対象指数値は（「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める規定に従って）計算されないものとする。ただし、市場混乱事由が取引所営業日継続した場合、インデックス・スポンサーがその時点の市場環境、各構成銘柄の最後の取引価格およびインデックス・スポンサーが日次対象指数値の計算に関連すると考えるその他の条件を考慮して日次対象指数値を計算するものとする。

パートIII

現在のウェイトと日次対象指数値

2008年7月17日現在の日次対象指数値は7,675.27である。

対象指数は1996年2月1日から2005年3月30日（を含む）まで一定の前提に基づいて逆及的に計算されている。

2008年7月17日現在の対象指数構成銘柄と各銘柄のウェイトは以下のとおりである。

銘柄	ウェイト	国
AMGEN INC (アムジェン)	7.639438	米国
APACHE CORP (アパッチ)	3.656783	米国
CONOCOPHILLIPS (コノコ・フィリップス)	4.90218	米国
CHEVRON CORP (シェブロン)	4.743104	米国
FOREST LABORATORIES INC (フォレスト・ラボラトリーズ)	11.23422	米国
HOME DEPOT INC (ホーム・デポ)	17.379886	米国
ELI LILLY & CO (イーライ・リリー・アンド・カンパニー)	8.398961	米国
MERCK & CO INC (メルク)	10.994094	米国
MARATHON OIL COPR (マラソン・オイル)	9.334751	米国
NOBLE CORP (ノーブル)	7.329396	米国
PFIZER INC (ファイザー)	22.095798	米国
WYETH (ワイス)	8.550962	米国
EXXON MOBIL CORP (エクソンモービル)	5.058406	米国
積水ハウス	47.622254	日本
武田薬品工業	8.347792	日本
アステラス製薬	9.751739	日本
エーザイ	11.659688	日本
新日本石油	65.110244	日本
ブリヂストン	25.785848	日本
シャープ	28.247301	日本
デンソー	13.796672	日本
日産自動車	52.907091	日本
トヨタ自動車	9.168301	日本
ホンダ	12.619897	日本
スズキ	18.219809	日本
ENI SPA (イタリア炭化水素公社)	11.735891	イタリア
OMV AG (OMV)	5.881435	オーストリア
PORSCHE AG (ポルシェ)	2.815477	ドイツ
SANOFI-AVENTIS SA (サノフィ・アベンティス)	5.736377	フランス
TOTAL SA (トタル)	5.371455	フランス

対象指数に関する追加情報

上記のすべての計算は一般市民が利用可能な様々な情報源から入手した情報に基づく、インデックス・スポンサーはかかる情報源に依存しており、かかる情報源から入手した情報を独自に検証したことはない。

インデックス・スポンサーは関連会社を通じてインターネットサイトを設けており、www.db-xi.comのアドレスで対象指数に関する追加情報を入力することができます。対象指数の計算および対象指数の構成変更に関する情報は直ちに掲載され、書面でインデックス・スポンサーに請求すれば入手することができます。

ストックス・リミテッド（以下「ストックス」という。）およびダウジョーンズ・アンド・カンパニー・インク（以下「ダウジョーンズ」という。）は、ライセンス契約に関する以外にドイツ銀行またはインデックス・スポンサーとの関係はない。

ストックスおよびダウジョーンズは

- ・ 対象指数または対象指数に関連する商品を主催し、保証し、または販売していない。
- ・ いずれの者にも対象指数または対象指数に関連する商品もしくはその他の有価証券への投資を推奨していない。
- ・ 対象指数または対象指数に関連する商品のタイミング、金額または価格設定に関して一切責任を負わず、上記

に関して如何なる決定も行なわない。

- ・ 対象指数または対象指数に関連する商品の運営、管理またはマーケティングに関して一切責任を負わない。
- ・ ストックスの関連指数を決定し、構成し、もしくは計算する際に対象指数もしくは対象指数に関連する商品に対する所有者のニーズを考慮する義務はない。

ストックおよびダウジョーンズは対象指数または対象指数に関連する商品に関して一切責任を負わない。特に

- ・ ストックスおよびダウジョーンズは下記に関して明示または黙示の保証を行わず、またすべての保証を排除する。
- ・ 対象指数もしくは対象指数に関連する商品に投資する成果、対象指数もしくは対象指数に関連する商品の所有者の成果、またはストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの使用に関連してその他の者が得た結果
- ・ ストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの正確性または十分性
- ・ ストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの商品性および特定目的適合性
- ・ ストックスおよびダウジョーンズはストックスの関連指数またはストックスの関連指数に含まれるデータの誤り、脱漏または中断に関して責任を負わない。
- ・ ストックスおよびダウジョーンズは、逸失利益、間接損害、懲罰的損害、特別損害または派生的損害に関して、たとえかかる損害が発生する恐れがあることを知っていた場合でも、一切責任を負わない。

S&P 500®はマクローヒル・インクの高権であり、ドイツ銀行（以下「ライセンサー」という。）が使用するためにライセンスが許諾されている。マクローヒル・インクの一部であるスタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）は上記指数を主催し、保証し、販売しており、S&Pは有価証券全体もしくは特に上記指数に投資する受託者または全体の証券市場の

パフォーマンスを測る能力に関して、上記指数の所有者または一般市民に対して明示または黙示の表明または保証を行っていない。S&Pとライセンサーとの唯一の関係はS&Pの商標もしくは商号またはライセンサーおよび上記指数に開示なくS&Pが決定し、構成し、計算した指数の商標もしくは商号のライセンス許諾である。S&Pは指数を決定し、構成し、または計算する際にライセンサーまたは上記指数の所有者のニーズを考慮する義務はない。S&Pは上記指数を発行する時期、価格もしくは数量または上記指数を現金に換算する計算もしくは数式に関して一切責任を負わず、かかる数量等の決定に関与しない。更に、S&Pは上記指数の管理、取引またはマーケティングに関して一切責任を負わない。

S&Pは上記指数または上記指数に含まれるデータの正確性および/または十分性を保証しない。S&Pは上記指数の誤り、脱漏または中断に関して責任を負わない。S&Pはライセンサーもしくは上記指数の所有者が得た成果または上記指数もしくは上記指数に含まれるデータを使用してその他の者が得た結果に関して、明示または黙示の保証を行わず。S&P 500指数またはS&P 500

指数に含まれるデータの商品性、特定目的適合性または使用に関するすべての保証を排除する。上記規定の一般論を制限することなく、S&Pは特別損害、懲罰的損害、間接損害または派生的損害（逸失利益を含む。）に関して、たとえかかる損害が発生する恐れがあることを知っていた場合でも、一切責任を負わない。

「TOPIX 100」の著作権ならびに「TOPIX Core100」および「TOPIX 100株価指数」に関するその他の知的財産権は東京証券取引所に帰属する。東京証券取引所は東証指数に関連する商品を主催し、保証し、または販売しており、東証指数の使用または特定の日に於ける東証指数の数字等に関して明示または黙示の表明または保証を行わない。東証指数は東京証券取引所が独自にまとめ、計算したものが、東京証券取引所は東証指数に含まれる誤りに関して、いずれの者に対しても責任を負わず、いずれの者（東証指数に関連する商品の買手または売り手を含む。）にもかかる誤りを通知する義務はない。

東京証券取引所は東証指数の計算に使用する分析手法の修正または変更に関して如何なる保証も行なわない。東京証券取引所に東証指数の計算、発表および伝達を継続する義務はない。

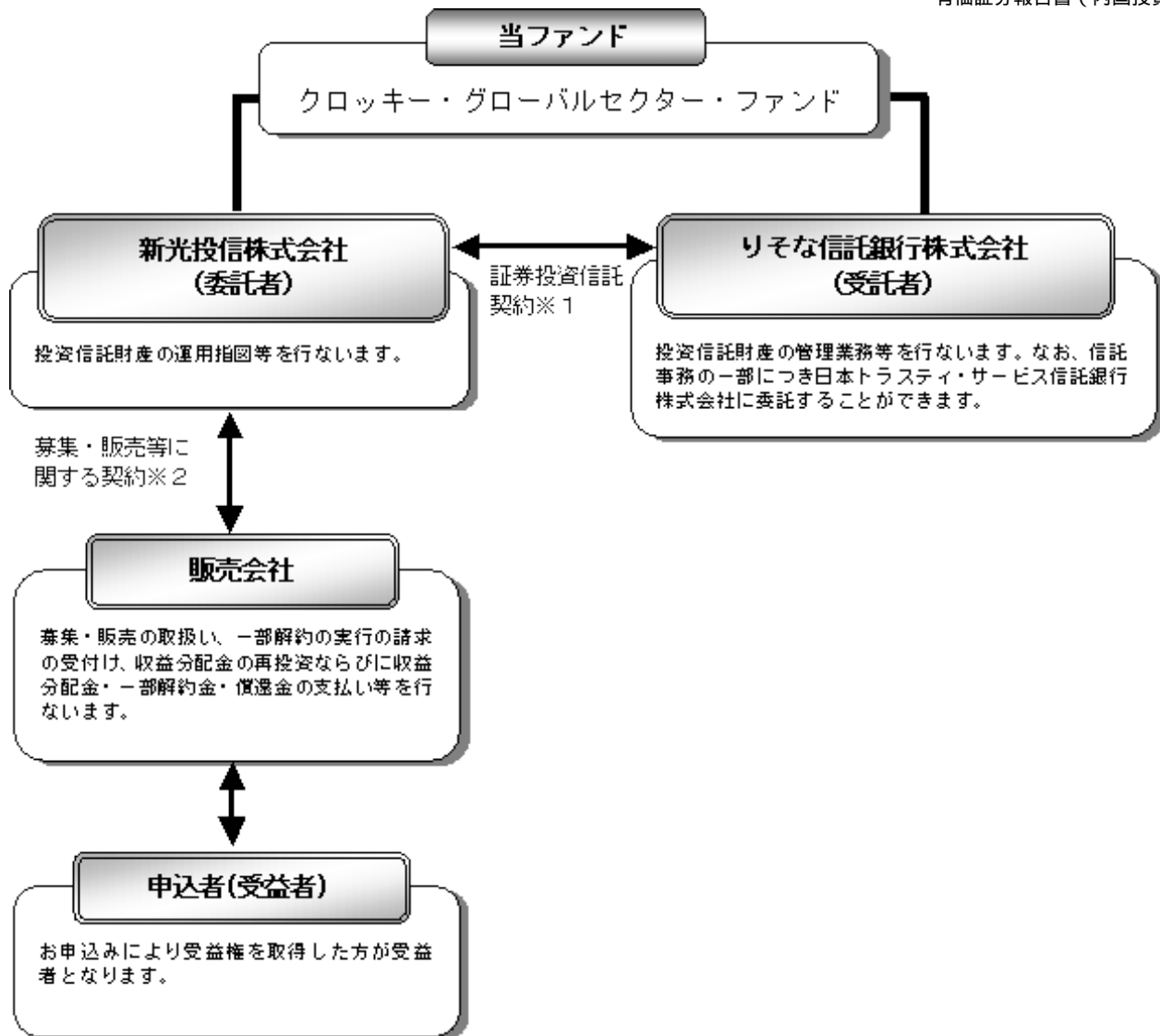
c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の職務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約に係る業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(八) 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲2 - 4 - 1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1 - 17 - 10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1 - 3 - 3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、主としてORCI Sectors Indexの変動率に基づいて価格が変動する仕組みの債券に投資することにより、円換算したORCI Sectors Indexの動きを概ね追える投資成果を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

主としてドイツ銀行AGロンドン支店が発行するORCI Sectors Indexの変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債に投資し、当該債券を高位に購入することにより、円換算したORCI Sectors Indexの動きを概ね追える投資成果を目指して運用を行います。

当該債券は償還時まで保有することを基本としますが、当該債券の発行体の信用力が著しく低下した場合または発行体が債務不履行となった場合等には、委託者の判断により保有債券をすべて売却することがあります。その場合、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第206条第1項第3号の対応が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を

含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。以下同じ。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前番号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国建付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいし、有価証券にかかるとともに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金積信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20. 買付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資

法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金積信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 買付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

c. 先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこ

れらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。（以下同じ。）、

（ロ）委託者は、わが国の取引所における先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

d. スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合は、委託者はすみやかに、その超

える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場家勢金利等をもとに算出した価値で評価するものとします。

（ホ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が当該保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合に

は、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(二) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））の残高を超えない限り、預金その他の資産をいいます。以下同じ。の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産

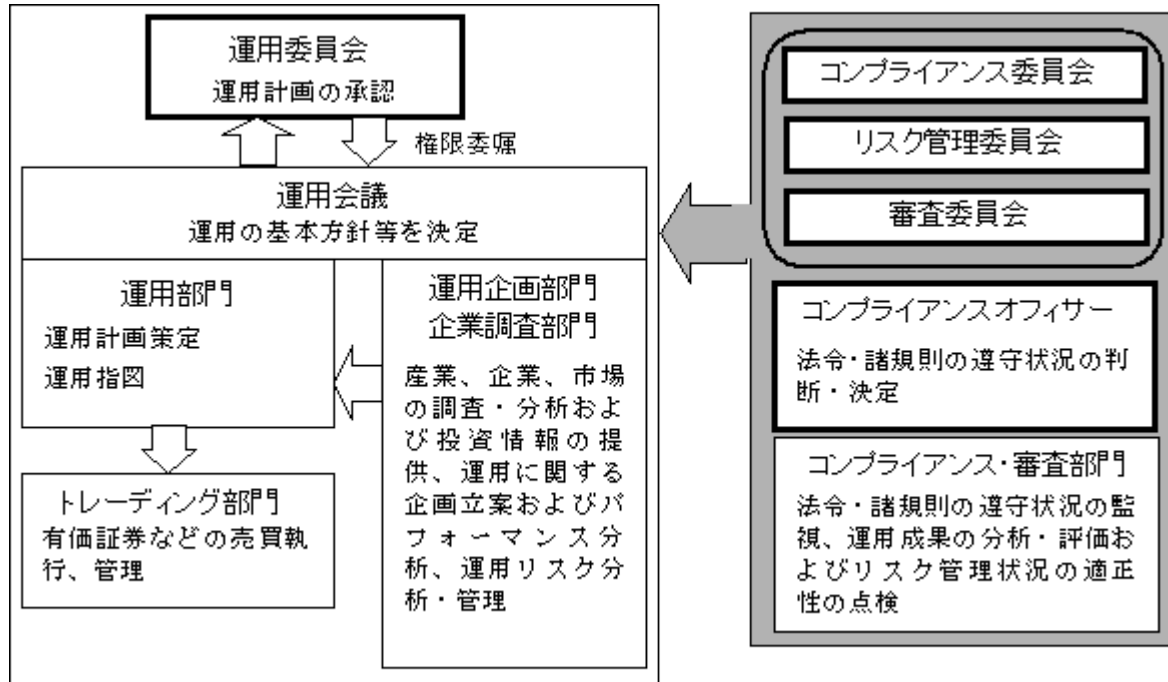
の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が当該保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価格で評価するものとします。

(ヘ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



平成20年9月10日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス・審査部は10名です。人員は今後変更になることがあります。

PLAN

- ・ 運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、企業調査部門）で開催し、モデル資産配分方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・ 各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・ コンプライアンス・審査部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・ 運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

DO

- ・ ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行ないます。
- ・ 売買の執行・管理はトレーディング部門が行ないます。

SEE

- ・ コンプライアンス・審査部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行ない、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・ 運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行ないます。
- ・ コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行ないます。

< 委託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、委託者の信託事務の正確性・迅速性・システム対応力を総合的に検証しています。また、委託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受取っています。

b. 運用体制に関する社内規程

運用に関する社内規程として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの収益性に即った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する旨の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

a. 収益分配は年2回、原則として、6月、12月の各10日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の剰余金・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託者が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 剰余金の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品質料およびこれらに関する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取りコース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

投資信託的効に定める投資制限

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の時資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の時資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の時資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の時資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の時資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の時資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目録見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売却することの指図をすることができます。なお、当該売却の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の番号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとします。かつ次の番号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りず。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 有価証券の貸付の指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の符号の範囲内で買付けの指図をすることができます。

1. 株式の買付けは、買付時点において、買付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の買付けは、買付時点において、買付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の買付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

- i. 公社債の空売りの指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により購入した公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることもできますものとして。

(ロ) 売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する買付けの一部を決済するための指図をするものとします。

- j. 公社債の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 借入れにかかる手数料は投資信託財産中から支払われます。

- k. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

1. 外需為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外需為替の売買の予約を指図することができます。

- m. 資金の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

す。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受取日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還

金の入金日までの期間が5 経年日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌経年日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

- n. 受益者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受益者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受益者および受益者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受益者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業

法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

(ロ) 上記(イ)の取扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

- a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受益者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債への投資を通じて両指数の動きを概ね投入する運用を行ないます。このため当ファンドには以下のようなリスクがあり、基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

- a. 株価変動リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債は特定の株価指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みを有しており、当該債券価格は株式相場の変動による影響を受け、したがって、株式相場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

- b. セクターと銘柄の集中投資リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債が参照する株価指数は、限られたセクターによって構成されるとともに、構成銘柄数も比較的小数です。したがって、特定のセクターあるいは特定の銘柄の価格下落によって、ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

- c. 為替変動リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債が参照する株価指数の構成銘柄には外国の株式も含まれており、為替相場の変動の影響を受け、たとえば、外国株式が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円安となった場合には、当該外国株式の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落す

る可能性があります。

d. 信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の变化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、配当額、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落します。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドは、ドイツ銀行AGロンドンが発行するユーロ円債を高位に組入れる運用を行ないますので、ドイツ銀行AGロンドンの信用力が著しく低下した場合、その影響を大きく受け、基準価額が下落する可能性があります。

e. 流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが投資対象とするユーロ円債は、当該債券の値付業者が取引の相手方となる形式により流動性の確保を図りますが、参照する株価指数の構成銘柄の取引停止や、当該債券の発行体であるドイツ銀行AGロンドンの信用力が著しく低下した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があります。これらの影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は、株式市場に影響をおよぼす場合があるため、結果として、当ファンドの基準価額に大きな影響をおよぼすことがあります。

g. クロッキー・グローバルセクター指数に関するリスク

クロッキー・グローバルセクター指数は月次で構成銘柄の入替えを行なうため、その価格変動特性は大きく変化する可能性があります。当ファンドの基準価額の変動特性にも影響をおよぼすことがあります。また、将来、クロッキー・グローバルセクター指数が算出・公表されなくなる可能性もあり、その場合には、当ファンドの目標とする商品性とは異なる収益・損失が発生することがあります。また、何らかの要因によりクロッキー・グローバルセクター指数が算出・公表されない状況となった場合、投資対象とするユーロ円債の計算代理人により適切と判断される値をもってクロッキー・グローバルセクター指数を代替することがあります。

h. 基準価額とクロッキー・グローバルセクター指数の乖離に関するリスク

当ファンドはクロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の動きを概ね捉える投資成果を目指す運用を行ないますが、指数手数料、ファンド費用、売買執行コスト、余指資金、希薄化（実質的な組入比率の低下）、債券の売買単位等の要因により、当ファンドの基準価額の動きとクロッキー・グローバルセクター指数の動きとの間には乖離が生じる場合があります。その結果、当ファンドの投資成果はクロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスを下回る場合があります。

i. 投資信託に関する一般的なリスク

(イ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利を被る可能性があります。

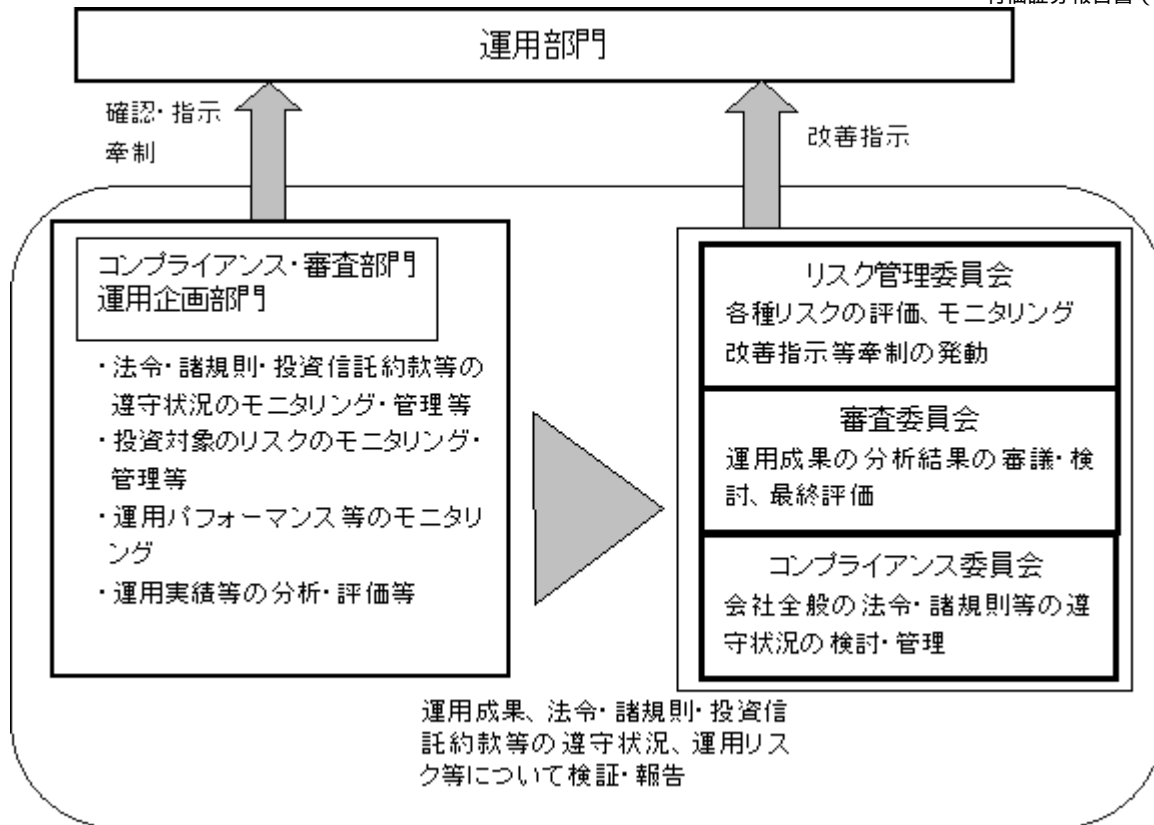
(ロ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ハ) 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を当てするために組入債券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ニ) 証券市場および外需為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により阻害されることがあります。これにより当ファンドの運用に影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

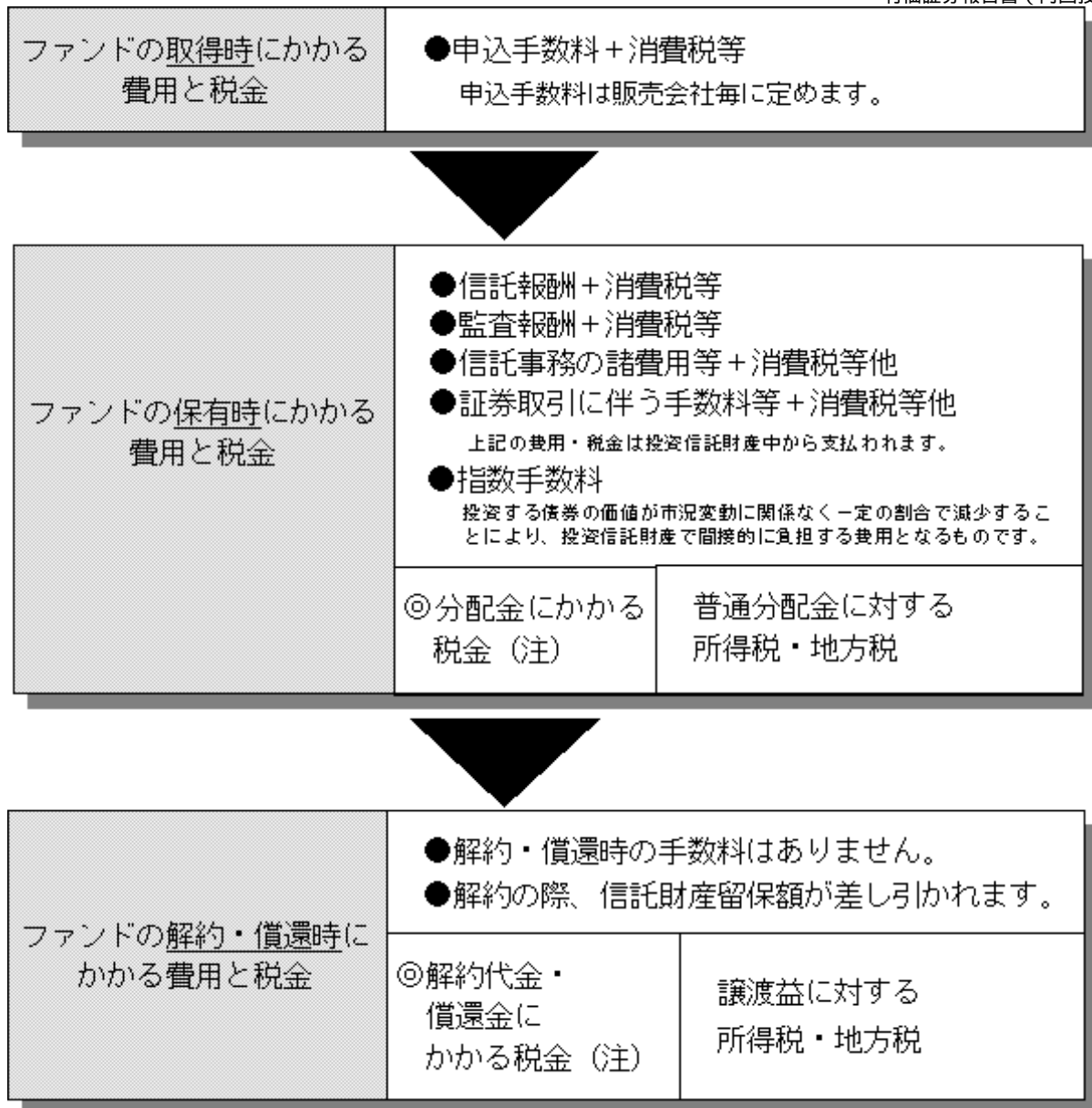
- パフォーマンスの分析・管理** : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行ないます。
- 運用リスクの管理** : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行ないます。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得から解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

(詳しくは次の(1)～(5)をご参照下さい。)



（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、税率等の特別措置の適用があります。

（詳しくは、後述の「(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に、3.15%（税込）を上乗せして販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還前購入」、「または「償還前購入」により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の償還に関しては、償還制度の取扱い、償還の内容、償還を受けるための条件等は販売会社に異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

1「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

a. 解約手数料

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入の有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の94.5の率（0.9450%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.3675%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.5250%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

なお、当ファンドの投資対象であるユーロ円債には年0.85%の指数手数料がかかります。

したがって、受益者が間接的に負担する費用となる信託報酬および指数手数料の合計は年率1.795%となります。

（４）【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

b. 証券取引に伴う手数料・税金等、ファンドの組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（５）【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

特別措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。ただし、その年に受ける普通分配金を含む上場株式等の配当等（大口株主が受取る配当金等は除きます。）の金額の合計額が100万円（年間の受取金額が1

万円以下の銘柄にかかるものは除外されます。）を超える場合には、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。確定申告により申告分離課税を選択した場合、100万円までは10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

（ロ）一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益は、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能で、源泉徴収率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

なお、上記特例の特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、特定口座（源泉徴収あり）においては申告不要の特例があります。なお、当該金額の合計額が500万円を超

える場合、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となり、特定口座（源泉徴収あり）においても申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。

*当該2年間に於ける特定口座（源泉徴収あり）における源泉徴収率は10%（所得税7%および地方税3%）となります。

（ハ）損益通算について

平成21年1月1日から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みが導入されました。一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）な

らびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

b. 法人の受益者の場合

平成21年3月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成21年4月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の償額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつ当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる

場合があります。

(二) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照下さい)

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金発生後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金発生後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となりますが分配金は普通分配金のみであり、特別分配金にしましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年1月30日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	社債券	普通社債券	円	時価	%
			ドイツ	9,321,864,000		
			小計	円	-	%
				9,321,864,000	-	98.5
その他資産	コール・ローン等		日本	円	負債控除後の	%
				145,390,028	取得価額	1.5
-	純資産総額			円		%
				9,467,254,028	-	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年1月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面(円)	帳簿価額		評価額		利率(%)	償還期限	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	ドイツ銀行クロッキーセクター インデックス連動債Z	ドイツ	社債券	18,640,000,000	47.65	8,881,960,000	50.01	9,321,864,000	0.0000	2012.06.06	98.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成21年1月30日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	98.46
合計	98.46

株式兼種類別投資比率(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位：円)

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	40,810,385,115	40,810,385,115	9,226	9,226
第2期計算期間末	23,391,127,139	23,391,127,139	8,444	8,444
第3期計算期間末 (平成20年12月10日)	9,492,431,885	9,492,431,885	4,728	4,728
平成20年1月末日	31,452,050,970	-	8,041	-
平成20年2月末日	30,005,501,169	-	8,263	-
平成20年3月末日	24,450,734,390	-	7,288	-
平成20年4月末日	24,809,295,776	-	7,997	-
平成20年5月末日	24,064,649,924	-	8,513	-
平成20年6月末日	20,827,713,178	-	7,929	-
平成20年7月末日	19,608,853,305	-	7,769	-
平成20年8月末日	18,611,370,538	-	7,768	-
平成20年9月末日	14,785,496,623	-	6,664	-
平成20年10月末日	11,171,072,817	-	5,357	-
平成20年11月末日	10,085,213,914	-	4,966	-
平成20年12月末日	9,548,177,608	-	4,828	-
平成21年1月末日	9,467,254,028	-	4,956	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成19年12月10日)	0円
第2期計算期間 (平成20年6月10日)	0円
第3期計算期間 (平成20年12月10日)	0円

【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成19年12月10日)	7.7%

第2期計算期間 (平成20年6月10日)	8.5%
第3期計算期間 (平成20年12月10日)	44.0%

(注1) 収益率は、各計算期間の直前の計算期間末の基準債額（分配前の額）を基準とした、各計算期間末の基準債額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年 6月 1日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成19年 6月29日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」について、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設の上、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照下さい。）

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「クロッキー・グローバルセクター・ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) 当ファンドの取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、申込日当日の翌営業日が次のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付は行ないません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンド取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なう

ものとしします。

- (八) 委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口座の減少の記載または記録が行なわれず。
- (二) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額から当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。
一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。
なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (へ) 委託者は、申込日当日の翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
ニューヨーク証券取引所の休業日
ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日
フランクフルト証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
- (ト) 委託者は、一部解約にかかる保有債券の売却の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- (チ) 上記（ト）により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けが取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または取消しを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記（二）の規定に準じて計算された価額としします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産

の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算して評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算日の前日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成24年6月11日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月11日から12月10日、12月11日から翌年6月10日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、別に定める運用の基本方針にしたがい、委託者の判断により保有債券をすべて売却した場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ハ) 委託者は、上記(イ)(ロ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) 上記(イ)の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ホ) 上記(ニ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の投資信託契約の解約をしません。
- (ヘ) 委託者は、上記(ホ)の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ト) 上記(ニ)から(ヘ)までの規定は、上記(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合、または、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ニ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (チ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (リ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- 委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告

を行ないません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約（上記a. (ロ)の場合を除きます。）または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

h. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業

務

3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社毎に定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求の受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第2期計算期間(平成19年12月11日から平成20年6月10日まで)については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第3期計算期間(平成20年6月11日から平成20年12月10日まで)については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第2期計算期間(平成19年12月11日から平成20年6月10日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第3期計算期間(平成20年6月11日から平成20年12月10日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成19年12月11日から平成20年6月10日まで)及び第3期計算期間(平成20年6月11日から平成20年12月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

クロッキー・グローバルセクター・ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成20年 6月10日現在)	第3期 (平成20年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	273,789,714	118,128,251
社債券	23,188,000,000	9,415,640,000
未収入金	314,997,000	78,923,000
未収利息	3,576	802
その他未収収益	-	6,568,528
流動資産合計	23,776,790,290	9,619,260,581
資産合計	23,776,790,290	9,619,260,581
負債の部		
流動負債		
未払解約金	245,705,616	50,366,540
未払受託者報酬	7,730,544	4,219,486
未払委託者報酬	131,419,221	71,731,117
その他未払費用	807,770	511,553
流動負債合計	385,663,151	126,828,696
負債合計	385,663,151	126,828,696
純資産の部		
元本等		
元本	27,701,069,943	20,075,608,782
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,309,942,804	10,583,176,897
元本等合計	23,391,127,139	9,492,431,885
純資産合計	23,391,127,139	9,492,431,885
負債純資産合計	23,776,790,290	9,619,260,581

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自平成19年12月11日 至平成20年 6月10日	第3期 自平成20年 6月11日 至平成20年12月10日
営業収益		
受取利息	995,036	367,059
有価証券売買等損益	3,836,872,000	8,491,247,000
その他収益	7,767,830	6,568,528
営業収益合計	3,828,109,134	8,484,311,413
営業費用		
受託者報酬	7,730,544	4,219,486
委託者報酬	131,419,221	71,731,117
その他費用	807,770	511,553
営業費用合計	139,957,535	76,462,156
営業利益	3,968,066,669	8,560,773,569
経常利益	3,968,066,669	8,560,773,569
当期純利益	3,968,066,669	8,560,773,569
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,854,721,722	1,116,773,221
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,424,968,988	4,309,942,804
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,337,499,599	1,195,459,416
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,337,499,599	1,195,459,416
剰余金減少額又は欠損金増加額	109,128,468	24,693,161
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	109,128,468	24,693,161
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,309,942,804	10,583,176,897

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日		第3期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	
	有価証券の評価基準及び 評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評 価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引 業者、銀行等の提示する価額（ただし、売 気配は使用いたしません。）、価格情報会 社の提供する価額又は日本証券業協会発 表の売買参考統計値（平均値）に基づい て評価しております。		社債券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期 [平成20年 6月10日現在]		第3期 [平成20年12月10日現在]	
	1. 期首元本額	44,235,354,103円		27,701,069,943円
期中追加設定元本額	582,741,640円		52,075,986円	
期中一部解約元本額	17,117,025,800円		7,677,537,147円	
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は4,309,942,804円でありま す。		貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は10,583,176,897円でありま す。	
3. 計算期間末日における受益権の総数	27,701,069,943口		20,075,608,782口	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日		第3期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	
	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当 等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益（0円）、信託 約款に定める収益調整金（1,288円）及び 分配準備積立金（0円）より分配対象収益 は1,288円（1万口当たり0.00円）であり ますが、分配を行っておりません。		計算期間末における費用控除後の配当 等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益（0円）、信託 約款に定める収益調整金（936円）及び分 配準備積立金（0円）より分配対象収益は 936円（1万口当たり0.00円）でありま すが、分配を行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第2期 [平成20年 6月10日現在]		第3期 [平成20年12月10日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)
社債券	23,188,000,000	2,068,928,000	9,415,640,000	7,380,360,000
合計	23,188,000,000	2,068,928,000	9,415,640,000	7,380,360,000

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

区 分	第2期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日		第3期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	
		該当事項はありません。		同左

取引の時価等に関する事項

種 類	第2期 [平成20年 6月10日現在]	第3期 [平成20年12月10日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第2期 自平成19年12月11日 至平成20年 6月10日	第3期 自平成20年 6月11日 至平成20年12月10日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第2期 [平成20年 6月10日現在]	第3期 [平成20年12月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8444円 (8,444円)	0.4728円 (4,728円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	ドイツ銀行クロッキーセクター 動債Z	19,760,000,000	9,415,640,000	
	社 債 券 小 計	19,760,000,000	9,415,640,000	
	有 価 証 券 合 計	19,760,000,000	9,415,640,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年1月30日現在）

資産総額	9,628,366,105 円
負債総額	161,112,077 円
純資産総額（ - ）	9,467,254,028 円
発行済口数	19,101,659,521 口

1万口当たり純資産額(/)	4,956 円
-----------------	---------

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	45,992,714,329口	1,757,360,226口
第2期計算期間	582,741,640口	17,117,025,800口
第3期計算期間	52,075,986口	7,677,537,147口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

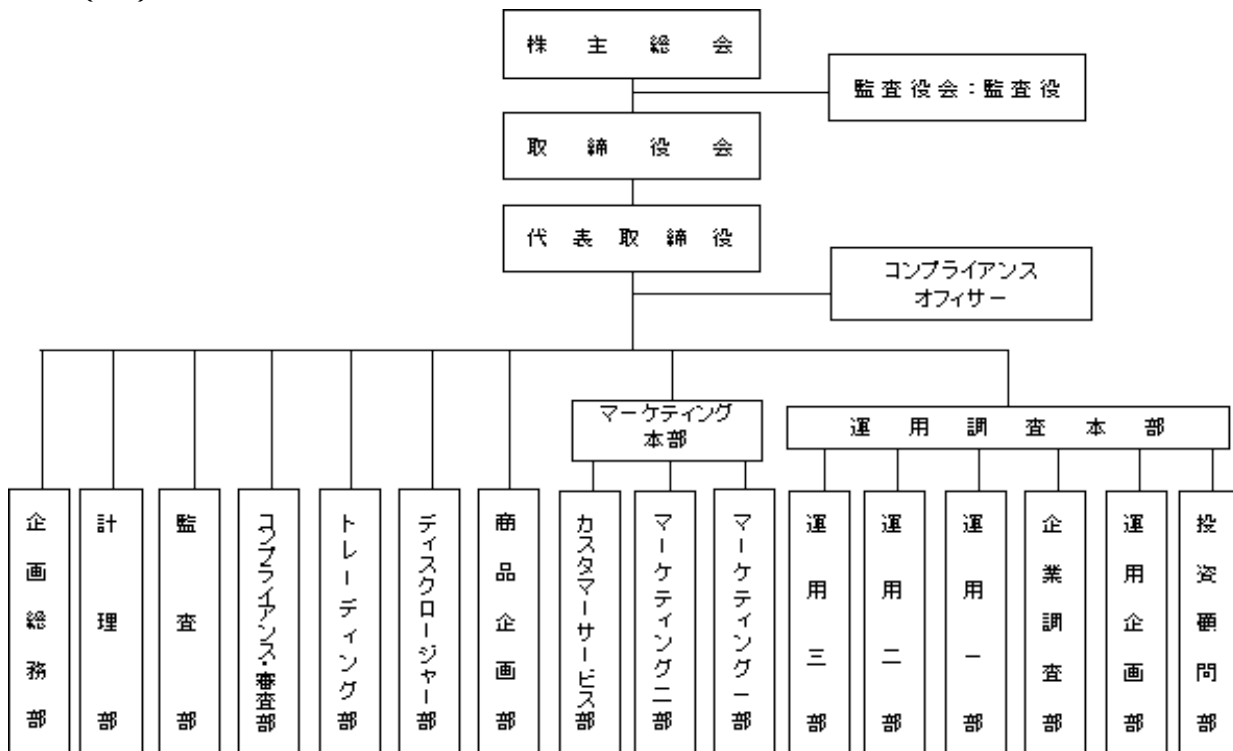
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

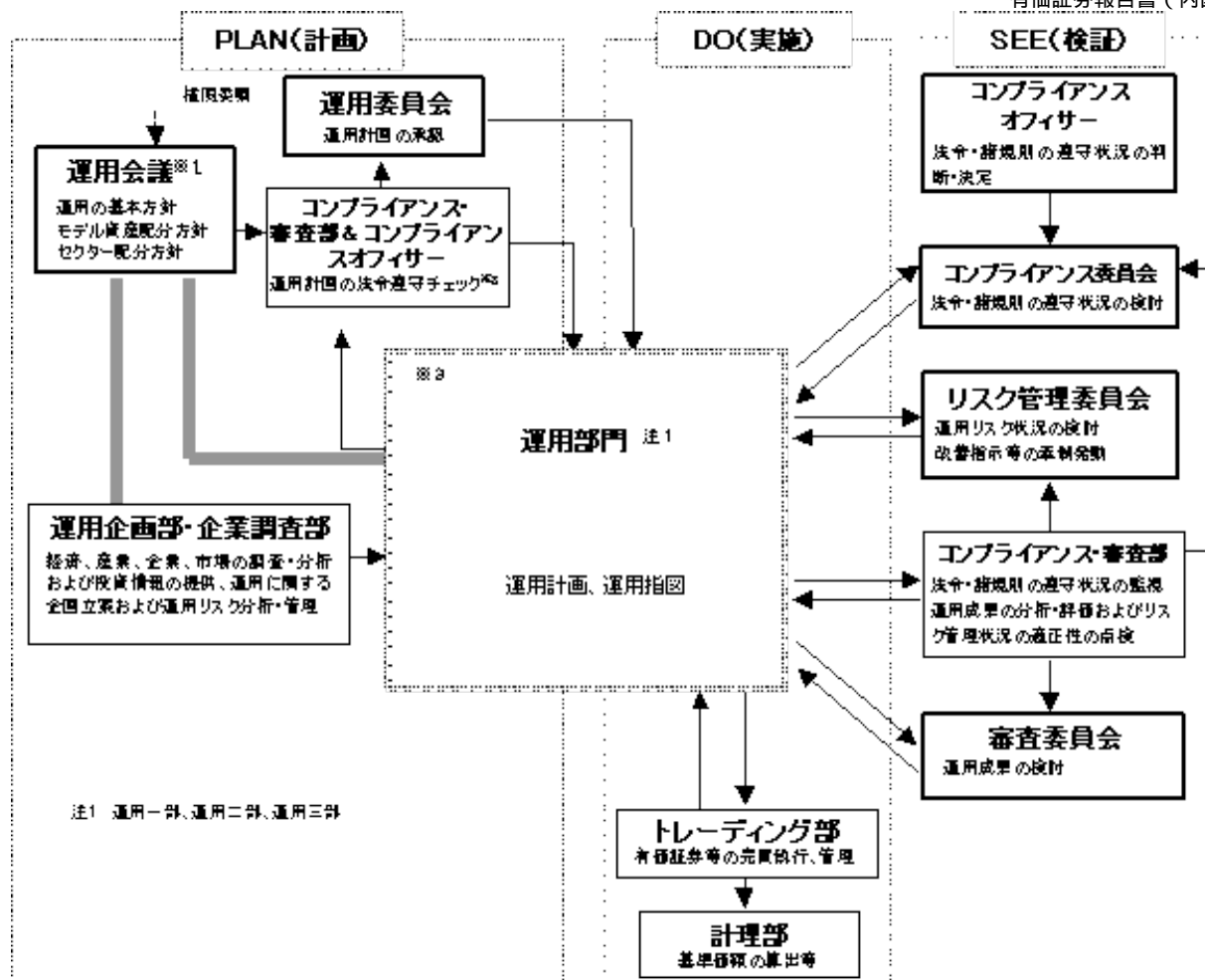
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成21年1月30日現在、委託者が運用を行なっている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成21年1月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	148	1,176,751
株式投資信託（合計）	119	764,263
単位型	2	7,497
追加型	117	756,766
公社債投資信託（合計）	29	412,488
単位型	2	1,032
追加型	27	411,455

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第49期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人保森会計事務所による監査及び中間監査を受けております。

3. 当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1. 財務諸表等

(1) 財務諸表

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金		3,745,600		4,433,825	
有価証券		6,017,973		10,923,754	
支払委託金	1	1,346		-	
収益分配金					
前払金		36,274		24,501	
前払費用		15,718		14,672	
未収入金		307		537	
未収委託者報酬		2,355,135		1,939,794	
未収収益		30,711		35,695	
繰延税金資産		220,195		207,652	
その他		3,697		5,559	
流動資産計		12,426,961	46.6	17,585,993	67.6
固定資産					
有形固定資産		67,312	0.2	62,235	0.3
建物	2	28,572		26,479	
器具・備品	2	38,739		35,756	
無形固定資産		203,720	0.8	163,335	0.6
電話加入権		333		91	
ソフトウェア	3	203,386		163,244	
投資その他の資産		13,997,288	52.4	8,201,355	31.5

投資有価証券	13,216,812		7,089,236	
関係会社株式	77,100		77,100	
長期貸付金	2,136		1,465	
長期前払費用	348		303	
長期未収入金	37,040		26,400	
長期差入保証金	122,504		123,399	
前払年金費用	16,287		355,950	
長期性預金	500,000		500,000	
その他	28,500		27,500	
貸倒引当金	3,440		-	
固定資産計		14,268,321		8,426,926
資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920
			53.4	32.4

区分	注記 番号	第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		9,651		12,823	
未払金		1,560,462		1,341,353	
未払収益分配金		2,431		1,258	
未払償還金		184,816		127,719	
未払手数料	1	1,245,602		1,039,572	
その他未払金		127,611		172,802	
未払費用	1	109,573		110,089	
未払法人税等		714,805		691,961	
賞与引当金		224,500		245,300	
役員賞与引当金		27,500		32,000	
その他流動負債		24,068		23,997	
流動負債計		2,670,560	10.0	2,457,524	9.4
固定負債					
繰延税金負債		486,004		43,170	
退職給付引当金		-		185,524	
役員退職慰労引当金		47,516		57,166	
執行役員退職慰労引当金		46,083		76,500	
その他固定負債		24,068		-	
固定負債計		603,673	2.3	362,361	1.4
負債合計		3,274,234	12.3	2,819,886	10.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.0	4,524,300	17.4
資本剰余金		2,761,700	10.0	2,761,700	10.6
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,030,371	56.3	15,539,426	59.7
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		14,669,878		15,178,933	
特別償却準備金		1,414		-	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		2,550,463		3,060,933	
自己株式		4,616	0.0	4,616	0.0

株主資本合計		22,311,755	83.6	22,820,810	87.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,109,292		372,224	
評価・換算差額等合計		1,109,292	4.1	372,224	1.5
純資産合計		23,421,048	87.7	23,193,034	89.2
負債・純資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		10,939,446		14,374,812	
その他営業収益		12,809		10,965	
営業収益計		10,952,255	100.0	14,385,778	100.0
営業費用					
支払手数料	1	6,093,495		8,411,774	
広告宣伝費		174,396		311,260	
公告費		7,042		2,777	
受益証券発行費		22,059		-	
調査費		584,009		674,282	
調査費	1	202,029		227,374	
委託調査費	1	374,742		439,682	
図書費		7,238		7,225	
委託計算費		263,384		271,821	
営業雑経費		208,768		231,636	
通信費		33,098		36,001	
印刷費		145,607		165,972	
協会費		7,733		8,068	
諸会費		2,895		3,042	
その他		19,433		18,551	
営業費用計		7,353,156	67.1	9,903,552	68.9
一般管理費					
給料		1,317,341		1,315,872	
役員報酬	2	83,730		92,870	
給料・手当		925,374		1,011,601	
賞与		246,436		211,401	
退職金		61,800		-	
交際費		14,653		22,313	
寄付金		1,132		6,887	
旅費交通費		61,787		80,261	
租税公課		39,954		100,161	
不動産賃借料		164,178		172,666	
賞与引当金繰入		224,500		245,300	
役員賞与引当金繰入		27,500		32,000	
役員退職慰労引当金繰入		26,258		30,200	
退職給付費用		74,639		89,752	
減価償却費		37,014		62,851	
諸経費		371,400		405,231	
一般管理費計		2,360,360	21.6	2,563,498	17.8
営業利益		1,238,738	11.3	1,918,726	13.3

区分	注記 番号	第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益					
受取配当金		129,126		152,404	
有価証券利息		36,812		89,726	
受取利息		26,384		28,590	
時効成立分配金・償還金		106,556		50,555	
雑益		11,437		6,789	
営業外収益計		310,316	2.8	328,066	2.3
営業外費用					
時効成立後支払分配金・償還金		3,330		20,051	
情報端末解約金		3,163		-	
雑損		737		482	
営業外費用計		7,231	0.1	20,533	0.1
経常利益		1,541,823	14.1	2,226,258	15.5
特別利益					
固定資産売却益	3	17,555		-	
投資有価証券売却益		544,757		527,548	
貸倒引当金戻入益		27,360		208	
特別利益計		589,672	5.4	527,756	3.6
特別損失					
ゴルフ会員権売却損		22,190		-	
固定資産除却損	4	2,885		673	
投資有価証券売却損		2,509		1,639	
電話加入権評価損		-		242	
役員退職慰労引当金繰入		21,258		-	
システム移行損失		199,990		-	
特別損失計		248,834	2.3	2,555	0.0
税引前当期純利益		1,882,661	17.2	2,751,460	19.1
法人税、住民税及び事業税	5	790,694		1,073,360	
法人税等調整額		157,465	5.8	75,379	8.0
当期純利益		1,249,431	11.4	1,602,720	11.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
			特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	4,244	12,118,000	2,038,812
事業年度中の変動額						

剰余金の配当（注）						729,110
役員賞与の支給（注）						11,500
当期純利益						1,249,431
自己株式の取得						
自己株式の処分						
特別償却準備金の取崩（注）				1,414		1,414
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）				2,829		511,650
平成19年3月31日残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	4,616	21,802,933	1,582,341	23,385,275
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		729,110		729,110
役員賞与の支給（注）		11,500		11,500
当期純利益		1,249,431		1,249,431
自己株式の取得				
自己株式の処分				
特別償却準備金の取崩（注）			-	-
特別償却準備金の取崩			-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			473,049	473,049
事業年度中の変動額合計（千円）		508,821	473,049	35,772
平成19年3月31日 残高（千円）	4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第48期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						

		<p>平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
--	--	---

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法		<p>(追加情報)</p> <p>平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金</p>	<p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金</p>

	<p>役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>当期より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ27,500千円減少しております。</p>	<p>役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更)</p>	<p>(4)退職給付引当金 同左</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>

	<p>役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、当期に役員退職慰労金規程が整備されたことを機に、役員の退職時の費用を在任期間中に適正に配分し、期間損益の適正化及び財政状態の健全化を図るためのものであります。</p> <p>この変更により、当期の発生額26,258千円は営業費用及び一般管理費に計上し、過年度相当額21,258千円は特別損失として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は26,258千円減少し、税引前当期純利益は47,516千円減少しております。</p>
--	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3．引当金の計上基準	<p>(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、退職給付引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金は、当期より区分掲記することとしました。なお、前期の退職給付引当金に含まれている執行役員退職慰労引当金は22,750千円であります。</p>	<p>(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>
4．リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>	<p>消費税等の会計処理方法 同左</p>

会計処理方法の変更

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,421,048千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	
---	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払委託金 1,251千円 未払手数料 1,068,635千円 未払費用 7,400千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 64,325千円 器具備品 322,835千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 33,061千円	1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 876,116千円 未払費用 4,915千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 69,159千円 器具備品 326,412千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円

（損益計算書関係）

第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,906,202千円 調査費 2,400千円 委託調査費 61,007千円 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物 12,118千円 土地 5,437千円 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 27千円 器具・備品 2,858千円 5. 法人税、住民税及び事業税790,694千円のうち法人税は539,732千円、住民税は115,638千円、事業税135,323千円であります。	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円 2. 役員報酬の範囲額 同左 3. 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円 5. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円あります。

（株主資本等変動計算書関係）

第47期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	729,110	400	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第48期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(リース取引関係)

第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)				第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)

器具備品	122,061	30,641	91,420	器具備品	152,354	56,731	95,623
合計	122,061	30,641	91,420	合計	152,354	56,731	95,623
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年内	23,917千円			1年内	30,070千円		
1年超	68,787千円			1年超	67,456千円		
合計	92,705千円			合計	97,527千円		
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料	22,499千円			支払リース料	27,621千円		
減価償却費相当額	21,647千円			減価償却費相当額	26,089千円		
支払利息相当額	1,826千円			支払利息相当額	2,150千円		
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5)利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

第47期(平成19年3月31日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,693,991	1,694,790	798
	(2)社債	2,510,926	2,512,420	1,493
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,204,917	4,207,210	2,292
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,276	497,950	2,326
	(2)社債	7,794,370	7,777,370	17,000
	(3)その他	-	-	-
	小計	8,294,646	8,275,320	19,326
合計		12,499,564	12,482,530	17,034

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	675,760	874,572	198,811
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他	3,253,422	4,705,701	1,452,278	
小計	3,929,183	5,580,273	1,651,089	
	(1)株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	301,398	293,485	7,912
	小計	301,398	293,485	7,912
合計		4,230,582	5,873,759	1,643,177

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,657,574	544,757	2,509

4．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1．満期保有目的の債券	-
2．その他有価証券	
(1)非上場株式（店頭売買株式を除く）	345,418
(2)MMF	516,043
3．関連会社株式	77,100

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1．債券				
(1)国債・地方債等	1,693,991	500,276	-	-
(2)社債	3,807,938	6,497,358	-	-
(3)その他	-	-	-	-
2．その他				
投資信託	1,395	-	-	-
合計	5,503,325	6,997,634	-	-

第48期（平成20年3月31日）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	3,352
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,000,681	4,997,010	3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	45,457	60,858	15,400

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他	3,271,046	3,144,344	126,701	
	小計	3,271,046	3,144,344	126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	-
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	500,118	-	-	-
(2)社債	9,905,329	998,143	-	-
(3)その他	-	-	-	-
2. その他 投資信託	-	-	-	-
合計	10,405,448	998,143	-	-

(デリバティブ取引関係)

第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	761,610	858,532
(2)年金資産	829,932	809,433
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	68,321	49,099
(4)未認識数理計算上の差異	121,883	368,695
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	173,918	149,170
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)	16,287	170,425
(7)前払年金費用	16,287	355,950
(8)退職給付引当金(6) - (7)	-	185,524

3. 退職給付費用に関する事項

	第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	72,250	80,719
(2)利息費用	13,897	15,232
(3)期待運用収益（減算）	13,848	16,598
(4)数理計算上の差異の費用処理額	16,828	23,562
(5)過去勤務債務の費用処理額	24,747	24,747
(6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5)	64,381	78,167
(7)その他	10,257	11,585
計(6) + (7)	74,639	89,752

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第47期 23,333千円、第48期 30,416千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金繰入限度超過額 1,399	賞与引当金損金算入限度超過額 112,833
賞与引当金損金算入限度超過額 102,538	減価償却費限度超過額 12,223
減価償却費限度超過額 8,069	退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617
退職給付引当金損金算入限度超過額 18,751	受益証券発行費否認 9,361
受益証券発行費否認 31,343	投資有価証券評価損否認 134,724
投資有価証券評価損否認 134,724	非上場株式評価損否認 55,053
非上場株式評価損否認 55,053	その他投資評価損否認 6,109
その他投資評価損否認 6,109	未払事業税否認 57,176
未払事業税否認 58,467	確定拠出年金移換資産否認 9,764
確定拠出年金移換資産否認 19,587	その他 44,181
その他 43,179	繰延税金資産小計 548,046
繰延税金資産小計 479,224	評価性引当額 75,567
評価性引当額 72,763	繰延税金資産計 472,479
繰延税金資産計 406,461	
繰延税金負債	繰延税金負債
特別償却準備金 970	前払年金資産認容額 144,836
有価証券評価差額 668,608	有価証券評価差額 162,938
その他 2,691	その他 224
繰延税金負債計 672,271	繰延税金負債計 307,998
繰延税金資産(負債)の純額 265,809	繰延税金資産(負債)の純額 164,481
(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円)	(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円)
流動資産 - 繰延税金資産 220,195	流動資産 - 繰延税金資産 207,652
固定負債 - 繰延税金負債 486,004	固定負債 - 繰延税金負債 43,170
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目 1.51 "	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.36 "	
住民税均等割等 0.21 "	
評価性引当額の影響 7.70 "	
その他 0.30 "	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.63%	

(関連当事者との取引)

第47期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引(注1)	13,928,570		

								当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い (注2) 証券投資信託受益証券に係る収益分配金及び償還金の信託約款に基づく支払委託	4,906,202 未払手数料	1,068,635	
									30,098,816 支払委託金		1,251

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	2,890,000	不動産賃貸業	直接 10.00	なし	事務所の賃借	事務所の賃借 (注)1	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 (注)2 ハウジングサービス料支払 (注)2 システム移行費用	149,941 11,665 82,885	その他未払金 その他未払金	4,076 1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第48期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引 (注1)	1,498,333	短期貸付金	-

							当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2)	7,030,935	未払手数 料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	---	-----------	-----------	---------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注)1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注)2	46,584	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注)2	13,704	その他 未払金	1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり純資産額 12,849円10銭 1株当たり当期純利益 685円45銭	1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭
<p>(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 23,421,048千円 普通株式に係る純資産額23,421,048千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株</p> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>損益計算書上の当期純利益1,249,431千円 普通株式に係る当期純利益1,249,431千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株</p>	<p>(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株</p> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>損益計算書上の当期純利益1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株</p>

(重要な後発事象)

第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		6,242,750	
有価証券		6,325,759	
未収委託者報酬		1,590,396	
繰延税金資産		105,871	
その他	2	1,180,865	
流動資産合計		15,445,644	65.4
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		42,296	
器具・備品		46,905	
リース資産		86,404	
有形固定資産計		175,606	0.8
無形固定資産			
ソフトウェア		143,160	
その他		91	
無形固定資産計		143,251	0.6
投資その他の資産			
投資有価証券		7,253,988	
長期繰延税金資産		1,649	
前払年金費用		420,753	
その他		164,258	
投資その他の資産計		7,840,650	33.2
固定資産合計		8,159,508	34.6
資産合計		23,605,153	100.0

区分	注記 番号	第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
未払金			
未払収益分配金		1,511	
未払償還金		99,012	
未払手数料		858,855	
その他未払金		76,270	
未払金計		1,035,650	
未払法人税等		150,960	

未払消費税等		9,207	
賞与引当金		150,000	
リース債務		31,278	
その他		122,743	
流動負債合計		1,499,840	6.4
固定負債			
退職給付引当金		180,690	
役員退職慰労引当金		41,458	
執行役員退職慰労引当金		84,416	
長期リース債務		55,790	
固定負債合計		362,356	1.5
負債合計		1,862,197	7.9
（純資産の部）			
株主資本			
資本金		4,524,300	19.2
資本剰余金			
資本準備金		2,761,700	
資本剰余金合計		2,761,700	11.7
利益剰余金			
利益準備金		360,493	
その他利益剰余金			
別途積立金		12,118,000	
繰越利益剰余金		2,053,208	
その他利益剰余金計		14,171,208	
利益剰余金合計		14,531,701	61.5
自己株式		4,616	0.0
株主資本合計		21,813,085	92.4
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		70,129	0.3
評価・換算差額等合計		70,129	0.3
純資産合計		21,742,955	92.1
負債純資産合計		23,605,153	100.0

(2) 中間損益計算書

		第49期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		6,097,283	
その他営業収益		4,789	
営業収益合計		6,102,073	100.0
営業費用及び一般管理費	1,2	5,551,476	91.0
営業利益		550,597	9.0
営業外収益			
受取配当金		15,266	
有価証券利息		36,117	
受取利息		20,418	
時効成立分配金・償還金		22,444	
その他		3,496	
営業外収益合計		97,743	1.6

営業外費用		
支払利息	1,320	
時効成立後支払分配金・償還金	4,697	
その他	962	
営業外費用合計	6,980	0.1
経常利益	641,361	10.5
特別利益		
投資有価証券売却益	184,750	
特別利益合計	184,750	3.0
特別損失		
投資有価証券売却損	3,180	
固定資産除却損	599	
特別損失合計	3,779	0.0
税引前中間純利益	822,332	13.5
法人税、住民税及び事業税	147,411	2.4
法人税等調整額	133,285	2.2
中間純利益	541,634	8.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第49期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					1,549,359
中間純利益					541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					1,007,725
平成20年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,053,208

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		1,549,359		1,549,359
中間純利益		541,634		541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）			442,353	442,353
中間会計期間中の変動額合計		1,007,725	442,353	1,450,078

平成20年9月30日残高	4,616	21,813,085	70,129	21,742,955
--------------	-------	------------	--------	------------

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）</p> <p>関係会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～47年 器具備品 2～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
-----	---

3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(10年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
-------------	--

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によってあり、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

当中間会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	413,701千円
2. 担保受入金融資産	このうち現先取引による短期貸付金は998,893千円であり、当該現先取引にかかる担保受入有価証券の時価は998,950千円であります。

(中間損益計算書関係)

項 目	第49期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 役員報酬の範囲	取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内
2. 減価償却実施額	有形固定資産 24,300千円 無形固定資産 24,814千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。
リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法 (3)リース資産」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 国債・地方債等	500,039	499,900	139
(2) 社債	6,205,193	6,201,330	3,863
(3) その他	-	-	-
合計	6,705,233	6,701,230	4,003

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	45,457	69,457	24,000
(2) 債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	6,009,331	5,867,088	142,242
合計	6,054,788	5,936,545	118,242

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	341,418
MMF	519,450

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,928円48銭
1株当たり中間純利益	297円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項 目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,742,955
普通株式に係る純資産額（千円）	21,742,955
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

2. 1株当たり中間純利益

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益（千円）	541,634
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	541,634
期中平均株式数（千株）	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)りそな信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成21年1月末日現在、10,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)新光証券株式会社（「販売会社」）

a．資本金の額

平成21年1月末日現在、125,167百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行ないます。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行ないます。

- (1) 募集・販売の取扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

新光証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

< 再信託受託会社の概要 >

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年9月10日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年6月24日
有価証券報告書	平成20年9月10日
有価証券報告書の訂正報告書	平成20年6月24日

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 横川 三喜雄
業務執行社員代表社員 公認会計士 窪田 健一
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針3 引当金の計上基準(5) 役員退職慰労引当金の(会計方針の変更)に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 健一代表社員
業務執行社員 公認会計士 三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月30日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員	公認会計士	窪田 健一
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	三枝 哲
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月29日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成19年12月11日から平成20年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成20年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)